

## EU一家禽肉産品の関税譲許に関する措置

### パネル報告

(WT/DS492/R、2017年3月28日配布、2017年4月19日採択)

平 覚 (大阪市立大学)

#### I. 事実

中国が提起した請求は、GATT1994の28条5項<sup>1</sup>に基づき行われたブラジルおよびタイとの交渉による、一部の家禽肉産品の関税譲許表に定める義務的関税の欧州連合(EU)による修正に関わる。最初の交渉(「第1次修正パッケージ」)は2006年に開始され同年に妥結したが、これによりEUは3つの関税品目に分類される家禽肉産品に関して従価税を関税割当に置き換えることになった。2度目の交渉(「第2次修正パッケージ」)は、2009年に開始され、EUによれば、2011年後半に交渉担当者のレベルで妥結したが、これによりEUは7つの他の関税品目に分類される家禽肉産品について従価税を関税割当に置き換えることになった(para. 7.2)。

各交渉において、EUは、もっぱらブラジルとタイだけが、当該関税譲許のいずれにおいても28条1項<sup>2</sup>の意味での「主要供給国としての利害関係」または「実質的な利害関係」を有するWTO加盟国であると決定し、これらの加盟国と28条5項に基づく交渉を開始した。EUは、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかの決定を、2つの各交渉の開始に先立つ3年間(すなわち、第1次修正パッケージについては2003年から2005年まで、および第2次修正パッケージについては2006年から2008年まで)の実際の輸入データに基づかせた。EUが選択した参照期間における関係する家禽肉産品の中国からEUへの輸入は無視できる程度のものであった(para. 7.3)。

ブラジルおよびタイと合意された各関税割当は、EUの従前の義務的関税率以下の割当内関税率と、いずれの場合にもより高い割当外関税率を定めていた。第1次修正パッケージによる関税割当のすべてにおいて、ブラジルとタイはそれぞれ自国の国別取分を配分されたが、他のすべての諸国については「その他すべて」の取分が定められた。第2次修正パッケージによる関税割当のすべてについても状況は同様であり、ブラジルとタイはそれぞれ自国の国別取分を配分されたが、他のすべての諸国については「その他すべて」の取分が定められた。各関税割当の多数、および場合によっては大多数(またはすべて)がブラジルおよび/またはタイに配分されていた(「その他すべて」の関税割当取分はすべての場合について20%以下)(para. 7.4)。

各関税割当の総量および供給国間での関税割当取分の配分は、一部の例外を除き、各2回の交渉の開

<sup>1</sup> 28条5項は次のように規定する。

「締約国は、締約国団に通告することにより、千九百五十八年一月一日前に、又は1にいう期間の満了前に、該当の譲許表を、次の期間中、1から3までに定める手続に従って修正する権利を留保することができる。いずれかの締約国がこの権利を留保するときは、他の締約国は、当該期間中、その締約国と直接に交渉した譲許を、同一の手続に従って修正し、又は撤回する権利を有する。」

<sup>2</sup> 28条1項は次のように規定する。

「締約国(以下この条において「申請締約国」という。)は、この協定に附属する該当の譲許表に含まれる譲許を、その譲許について直接に交渉した締約国及び主要供給国としての利害関係を有すると締約国団により決定された他の締約国(これらの二種類の締約国は、申請締約国とともに、以下この条において「主要関係締約国」という。)と交渉し、かつ、合意することにより、及びその譲許について実質的な利害関係を有すると締約国団が決定する他の締約国と協議することを条件として、千九百五十八年一月一日から始まる各三年の期間の最初の日(又は締約国団が投票の三分の二の多数決により定めるその他の期間の最初の日)に、修正し、又は撤回することができる。」

始に先立つ3年間（すなわち第1次修正パッケージについては2003年から2005年まで、および第2次修正パッケージについては2006年から2008年まで）の実際の輸入データに基づいて決定された。上述のように、これらの参照期間における関係する家禽肉製品の中国からEUへの輸入は無視できる程度のものであった(para. 7.5)。

EUは、2度の28条交渉に関わる期間を通じて、すなわち、2003年から2008年までいくつかのSPS措置を適用していた。2008年7月のEUによるSPS措置の解除後、当該関税品目のいくつかの下で中国産熱処理家禽肉製品のEUへの輸入が著しく増加した。この増加は、第2次修正パッケージに関連するブラジルおよびタイとのEUの交渉がまだ継続中に発生した。EUは、譲許の修正に関していずれの加盟国と交渉すべきかを決定するために、または関税割当の総量または諸国に配分されるべき関税割当取分を算定するために、選択した参照期間を更新することはなかった。第2次修正パッケージに基づく関税割当に関して、EUは、より最近のデータおよび中国の輸入取分の増加に対して調整を行うこともなかった(para. 7.6)。

第1次修正パッケージに関連して、2006年9月6日、中国は、EUに対して当該修正提案に関して二国間交渉を行うように要請した。中国は、実質的な供給国としての利害関係を有すると主張した。EUは、「中国は当該譲許に係る貿易において顕著な取分を有していないので」、実質的な供給国としての利害関係を有するという中国の主張を承認しないことを通知した。その後、中国は、EUに対して、欧州家禽肉市場における中国の取分の少なさは過去5年間にわたる中国産家禽肉製品に対する輸入禁止のEUによる賦課のためであると主張し、EUの立場を再考するように要請した。EUは、中国は「当該製品に関する譲許の修正に係る貿易において顕著な取分を有していない」として、中国による実質的な利害関係の主張を承認することの拒絶を繰り返した(para. 7.53)。

第2次修正パッケージに関連して、2012年5月9日、中国は、関連する関税品目に関して主要供給国としての利害関係を有することに基づき28条の下でEUと交渉に入ることを要求した。2012年6月1日、EUは、28条の下で主要供給国としての利害関係または実質的な利害関係を有するとする中国の主張を承認しないことを通知した。2012年10月2日、中国は、関連する家禽肉製品の関税品目に関して協議することの要請を繰り返した。10月12日、EUは、中国の主張が認められない理由をすでに書面および二国間会合で説明したと回答した。EUはまた、「第28条に基づく交渉手続」<sup>3</sup>の4項に規定される期間に反して、譲許修正の意思の2009年6月の通知後90日以内に中国から利害関係の主張を受理しなかったことを述べた(paras. 7.66, 7.69-7.70)。

2013年12月19日、中国は、GATT1994 13条4項<sup>4</sup>に従い、EUとの協議を要請した(para. 7.79)。2014年2月21日、EUは、中国が関連する交渉に参加する条件を満たしていなかったと結論すると回答した(para. 7.80)。

---

<sup>3</sup> Procedures for Negotiations under Article XXVIII, adopted by the Council on 10 November 1980, C/113 and Corr. 1, BISD 27S/26-29.

<sup>4</sup> 13条4項は次のように規定する。

「2(d)の規定又は第十一条2(c)の規定に基づいて課せられる制限に関し、産品に関する代表的な期間の選定及び産品の貿易に影響を及ぼしている特別の要因の評価は、当該制限を課している締約国が最初に行わなければならない。ただし、その締約国は、その産品の供給について実質的な利害関係を有する他の締約国又は締約国団の要請を受けたときは、決定した割当若しくは選定した基準期間の調整の必要について、関係のある特別の要因の再評価の必要について、又は適当な割当量の割当若しくはその割当の無制限使用に関して一方的に設定した条件、手続その他の規定の廃止の必要について、当該他の締約国又は締約国団と直ちに協議しなければならない。」

## II. 手続の経緯

2015年4月8日	中国、協議要請。
2015年2月26日	協議。
2015年6月8日	中国、パネル設置要請。
2015年7月20日	DSB、パネル設置。
2015年11月23日	中国、事務局長にパネル構成の決定を要請。
2015年12月3日	事務局長、パネル構成を決定。 議長 Hugo Cyrus 氏（ウルグアイ） メンバー Masanori Hayashi 氏（日本） Penelope Ridings 氏（ニュージーランド）
2016年10月21日	パネル、中間報告書を発出。
2016年12月2日	パネル、最終報告書を発出。
2017年3月28日	パネル、報告書を加盟国に配布。
2017年4月19日	DSB、パネル報告書を採択。

## III. 当事国の主張とパネルの判断

### 1. 付託事項に関する問題

#### (1) GATT1994 13条に基づく中国の主張の範囲

[省略。ただし、一部の論点について IV 考察3 で言及。]

#### 2. GATT1994 の 28 条 1 項に基づく主張

##### (1) 中国の主張

中国は、EU が第 1 次および第 2 次修正パッケージの問題となった譲許において中国の「主要供給国としての利害関係」および「実質的な利害関係」を承認することを拒否することによって GATT1994 の 28 条 1 項に違反したと主張する。中国によれば、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを決定するために EU が利用した参照期間は、次の 2 つの理由により 28 条 1 項に不適合であった。第 1 に、EU は、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な利害関係を有するかを、中国からの家禽肉輸入を制限する衛生植物検疫措置（SPS 措置）が存在しない場合に生じていたであろう加盟国の取分の評価に基づいて決定しなかったことにより 28 条 1 項に違反した。第 2 に、EU は、2009 年から 2011 年の期間における中国からの輸入の増加に基づきいずれの加盟国が関連する供給国としての利害関係を有するかを見直さなかったことにより 28 条 1 項に違反した (para. 7.170)。

##### (2) EU の主張

EU は、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかの EU の決定は、28 条 1 項の要件に完全に適合すると反論する。EU は、いずれの加盟国が供給国としての利害関係を有するかを中国からの家禽肉輸入を制限する SPS 措置が存在しない場合に生じていたであろう加盟国の取分の評価に基づき決定する義務、またはいずれの加盟国が供給国としての利害関係を有するかを 2009 年から 2011 年の期間における中国からの輸入の増加に基づき見直す義務をなんら負っていなかったと主張する。さらに、EU は、中国が第 1 次修正パッケージにおいて主要供給国としてのいかなる利害関係

も主張せず、かつ第2次修正パッケージに関して主要なまたは実質的な供給国としての利害関係の主張を適時に行わなかった限りで、供給国としての利害関係を有するという中国の主張を考慮しない権限を有していたと主張する(para. 7.171)<sup>5</sup>。

### (3) パネルの判断

a. 当該SPS措置は「差別的數量制限」を構成するか。

中国の主張によって提起された最初の法的問題は、第1次および第2次修正パッケージにおいてEUが利用した参照期間に中国産家禽肉輸入を制限したSPS措置が28条1項についての注釈<sup>6</sup>の意味での「差別的數量制限」<sup>7</sup>であるかどうかということである(para. 7.193)。

---

<sup>5</sup> なお、第1次および第2次修正パッケージに基づく関税の再交渉は、28条1項ではなく、28条5項に従って行われた「留保された交渉」であった。28条5項の文言は、この規定に従って行われる「留保された交渉」が「[28条]1[項]から3[項]までに定める手続に従って」行われると規定する。両当事国は、28条5項に従って行われる「留保された交渉」の文脈においていずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するか最初の決定は、28条1項に基づく交渉の場合に適用される同一の規定によって規律されることに同意している。これらの規定には、28条1項についての注釈の第4節および第7節が含まれる(para. 7.184)。

<sup>6</sup> 28条1項についての注釈は次のように規定する。

「1 締約国団が三年の期間以外の期間を定めるときは、締約国は、その期間が満了した後の最初の日に第二十八条1又は3の規定に従って行動することができ、締約国団が再び別の期間を定めない限り、その後の期間は、前記に定められた期間の満了後の各三年の期間とする。

2 千九百五十八年一月一日に、又は1の規定に従って定められる他の日に、締約国が「譲許を修正し、又は撤回することができる」という規定は、その日に、又は各期間の後了後の最初の日に、第二条の規定に基くその締約国の法律上の義務が変更されることを意味するが、その締約国の関税率の変更を必ずしも前記の日を実施することを意味するものではない。この条の規定に従って行われた交渉の結果生ずる関税率の変更が遅れるときは、補償的譲許の実施も、また、遅らせることができる。

3 該当の譲許表に含まれるいずれかの譲許の修正又は撤回を希望する締約国は、千九百五十八年一月一日又はその後のすえ置期間の最終日の六箇月前から三箇月前までの間に、その旨を締約国団に通告しなければならない。次いで、締約国団は、1にいう交渉又は協議を行う締約国を決定しなければならない。このように決定された締約国は、すえ置期間の満了前に合意に達するように、申請締約国との交渉又は協議に参加しなければならない。譲許表の保証すえ置期間の延長は、第二十八条1、2及び3の規定に基づき交渉後修正された譲許表にも適用するものとする。締約国団は、千九百五十八年一月一日又は1の規定に従って定められる他の日に先だつ六箇月の期間内に多角的関税交渉を行うように取り計らうときは、その交渉のための取極中に1に定める交渉の実施のための適当な手続を加えなければならない。

4 譲許について直接に交渉を行った締約国のほか、主要供給国としての利益を有する締約国の交渉への参加に関する規定を設ける目的は、譲許の対象となった製品の貿易において譲許について直接に交渉を行った締約国より大きい取分を有する締約国が、この協定に基いて享有する締約国としての権利を保護するための有効な機会をもつことを確保することにある。一方、交渉の範囲を広げて第二十八条の規定に基づく交渉及び合意を不当に困難なものとし、又は同条の規定に基づく交渉の結果たる譲許に対する同条の規定の将来の適用に紛糾を生ぜしめることを意図するものではない。したがって、締約国団は、締約国が、交渉前の相当の期間にわたり申請締約国の市場において譲許について直接に交渉を行なった締約国より大きい取分を有していたとき、又は、申請締約国が差別的數量制限を維持しなかつたならば、そのような取分を有したであろうと締約国団が判断するとき限り、当該締約国が主要供給国としての利益を有するものと決定するものとする。よつて、締約国団が、二以上の締約国又は関係国間に近似性がある例外的場合において三以上の締約国が主要供給国としての利益を有すると決定することは妥当ではない。

5 1についての注釈4における主要供給国としての利益の定義にかかわらず、締約国団は、いずれかの締約国の総輸出货量の主要部分を構成する貿易が当該譲許の影響を受けるときは、その締約国が主要供給国としての利益を有すると例外的に決定することができる。

6 主要供給国としての利益を有する締約国の交渉への参加に関する規定及び申請締約国が修正若しくは撤回を求めている譲許について実質的な利害関係を有する締約国との協議に関する規定は、撤回若しくは修正を申し出た時における貿易の状態に照らし、かつ、申請締約国が維持している差別的數量制限を考慮に入れて、申請締約国が求めている撤回若しくは修正より大きい補償を与え、又はその撤回若しくは修正より大きい報復を受けるべきであるという趣旨を有するものではない。

7 「実質的利益」という表現は、正確に定義しえないものであるから、締約国団に困難を与えるかもしれない。しかし、譲許の修正若しくは撤回を求める締約国の市場において、相当の取分を有する締約国又は、自国の輸出に影響を与える差別的數量制限がなかったならば、相当の取分を有したであろうと予想することが妥当である締約国にのみ適用するものと解することが意図されている。」

<sup>7</sup> 28条1項についての注釈の第4節は、一般的規則として、加盟国は、もつぱら「交渉前の相当の期間にわた[る]」当該市場におけるその取分に基づいて、または「差別的數量制限」が存在しない場合に有していたであろう市場

「差別的」という用語の通常の意味を検討し、さらに、28条1項についての注釈第4節および第7節の文脈ならびに趣旨および目的を検討した結果、我々は、「差別的數量制限」という用語は同様の状況にある加盟国からの輸入に異なる待遇が与えられる状況だけを含むものと結論する。この差別の一般的概念を当該SPS措置に適用すると、我々は、衛生上の理由に基づき輸入品に適用される制限はもっぱら衛生状態または衛生上の危険に関して同様の状況にある異なる諸国からの輸入が同様に制限されていないときのみ、28条1項についての注釈第4節および第7節の意味において「差別的」とであると考える(para. 7.204)。

本件では、EUの輸入制限が異なる諸国の衛生状態または衛生上のリスクによるというEUの主張に対して、中国は、いずれか他の同様の状況にある国の輸入が同様の制限に服していないとする主張をしようとはしなかった。したがって、我々は、「差別的」という用語の我々の解釈に基づき、中国は当該SPS措置が「差別的數量制限」であることを立証していないと認定する。それゆえ、我々は、EUが、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを、中国からの家禽肉の輸入を制限する当該SPS措置が存在しない場合生じていたであろう加盟国の取分の評価ではなく、譲許の修正の意思の通知に先立つ3年間(2003年から2005年および2006年から2008年)の実際の輸入水準に基づき決定することによって28条1項に違反したという中国の主張を棄却する(para. 7.205)<sup>8</sup>。

b. EUは、いずれの加盟国が供給国としての利害関係を有するかを、交渉の開始後に生じた輸入の取分の変更を反映するように見直す義務を負っていたか

[適用可能な規定としての28条1項についての注釈第4節および第7節、「28条に基づく交渉手続」、ならびに「28条の解釈に関する了解」からは、]いずれの加盟国が再交渉の対象となる譲許に主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかは、交渉開始に先立つデータおよびとくに輸入国の手続開始通知に付随する過去3年間のデータに基づき行われるべきであることが明らかである。これらの規定は、この最初の決定が行われた後に、加盟国が、交渉開始後に生じた輸入取分のいずれかの変更を反映するように後の段階で当該決定を見直すことを要求されるかという別個の問題については直接規定していない(para. 7.213)。

加盟国が、いずれの他の加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを再評価し見直すというきわめて不明瞭な法的義務を負っていたとすれば、注釈、「28条に基づく交渉手続」、または「28条の解釈に関する了解」が、少なくともそのような再評価がいついかなる根拠に基づき行われるべきかについてなんらかの形式の指針もまた規定するものと期待できるであろう。しかし、これらの規定はそのような指針を含んでおらず、このことはそのような要件がなんら存在しないということの指標となる(para. 7.214)。

さらに、この指標は、供給についての利害関係の存在を決定するために利用される参照期間を見直し、再評価する義務がいついかなる場合に存在するかを明示的に示す対象協定の他の規定の存在によって強

---

の取分に基づいて、主要な供給国として利害関係を有すると認定されるものとする(para. 7.175)。

<sup>8</sup> この結果、パネルは、第1に、第4節および第7節の文脈における「差別的數量制限」の用語の範囲が、もっぱら同様の状況にある諸国に許与された待遇における正当化されない区別だけに及ぶのか、または同様の状況にある諸国に許与された待遇における正当化可能な区別にもまた及ぶように十分に広いものであるかどうか、第2に、当該SPS措置が「數量制限」であるかどうか、および第3に、2002年から2008年にわたる輸入禁止のSPS措置が存在しない場合に中国が妥当なものとして期待し得るEU市場における輸入の取分についての当事国間の意見の不一致は、これらを解決する必要はないとした(para. 7.206)。

化される。とくに GATT1994 の 13 条 4 項<sup>9</sup>は、関税割当およびより一般的に数量制限を供給国間で配分する文脈でそのような仕組みを明示的に規定している。28 条の文脈で 13 条 4 項に類似したいかなる規定も存在しないことは、決定的ではないが、供給国としての利害関係の決定に関連する適用可能な規定の文言から明らかとなった印象を強化する (para. 7.215)。

28 条の趣旨および目的に注目すると、28 条の下でいずれの加盟国が供給国としての利害関係を有するかの決定に適用可能な規則は、28 条 1 項についての注釈の文言に見出されるいくつかの競合する目的の間のバランスを取るよう解釈されなければならないと考える。一方で、28 条の下での交渉と合意が「不当に困難なもの」とされ、「同条の適用における紛糾を生ぜしめること」を回避し、かつ交渉が「できる限り速やかに終了」すべきことを確保することが重要である。他方で、主要な供給国としての利害関係を有するいずれかの加盟国が「この協定に基づいて享有する加盟国としての権利を保護するための有効な機会をもつ」ことを確保することが等しく重要であり、我々は、28 条が単に修正交渉の迅速な終了についてのみ規定するとは認識していない (para. 7.216)。

パネルに提起された問題は、本件の事情において、EU はいずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを見直しすべきであったかということではない。この点で、両当事国は、この個別の問題は「相当性 (reasonableness)」の基準に基づいて解決されるべきではないことに合意している。むしろ、問題は、いかなる場合にも、いずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを交渉開始後に生じた輸入取分の変更を反映するように再評価する義務を加盟国に課す、すべての場合に適用される法規則が存在するかということである。我々は、すでにいつどのようにして加盟国が交渉開始後にいずれの加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを再評価しうるのかについて注釈および「28 条に基づく交渉手続」の文言にはいかなる指針も存在しないと述べた。この沈黙を、28 条の様々な目的の間に微妙なバランスをとる必要性に照らして解釈すると、我々は、条約の解釈者として、この問題に関する一般的な規則を形成することはできないという結論に至る (para. 7.218)。

さらに、従来の GATT の実行も中国の主張を支持していないようにみえる (para. 7.227)。

以上から、輸入国は、いずれの WTO 加盟国が主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するかを交渉開始後に生じた輸入取分の変更を反映するように再評価する法的義務を負うとする中国の主張に同意することはできない。それゆえ、我々は、EU が 2009 年から 2011 年までの期間における中国からの輸入の増加に基づきいずれの加盟国が関連する供給国としての利害関係を有するかの見直しを行わなかったことにより、28 条 1 項に違反したとする中国の主張を棄却する (para. 7.228)<sup>10</sup>。

---

<sup>9</sup> 13 条 4 項は次のように規定する。

「2 (d) の規定又は第十一条 2 (c) の規定に基いて課せられる制限に関し、産品に関する代表的な期間の選定及び産品の貿易に影響を及ぼしている特別の要因の評価は、当該制限を課している締約国が最初に行わなければならない。ただし、その締約国は、その産品の供給について実質的な利害関係を有する他の締約国又は締約国団の要請を受けたときは、決定した割当若しくは選定した基準期間の調整の必要について、関係のある特別の要因の再評価の必要について、又は適当な割当量の割当若しくはその割当の無制限使用に関して一方的に設定した条件、手続その他の規定の廃止の必要について、当該他の締約国又は締約国団と直ちに協議しなければならない。」

<sup>10</sup> この結果、パネルは、EU が 28 条 1 項に違反して行動したかを評価するために、中国を主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有する加盟国として承認しないとする EU の決定が、中国が供給国としての利害関係を有するという主張を適時に行わなかったことにより正当化されるかについて、追加的に判示することは不必要であるとした (para. 7.235)。

### c. 結論

以上に基づき、パネルは、EU は中国が第 1 次および第 2 次修正パッケージにおける当該譲許に主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有することを承認しないことにより GATT1994 の 28 条 1 項に違反したことを中国が証明していないと認定する (para. 7.236)。

## 3. 「GATT1994 の 28 条に関する了解」第 6 節と併せて解釈される 28 条 2 項に基づく主張

### (1) 中国の主張

中国は、第 1 次および第 2 次修正パッケージにおいて交渉された関税割当は、「28 条の解釈に関する了解」第 6 節<sup>11</sup>と併せて解釈される 28 条 2 項<sup>12</sup>に不適合であると主張する。中国によれば、当該関税割当は、28 条 2 項の意味で「その交渉前におけるこの協定に定められた水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準」を維持していない。その理由として、中国は、当該関税割当が「了解」第 6 節に従って算定される「将来の貿易の見通し」を反映していないと主張する。中国のこれらの主張は、関税割当の総量と供給国間での関税割当の配分の双方に関連する複数の根拠に依拠している (7.237)。すなわち、関税割当の総量については、「了解」第 6 節に従って算定される最小限の水準よりも少ないこと (para. 7.255)、また、関税割当の配分については、当該関税割当のすべてまたは大部分をブラジルとタイに配分し、中国には相対的に少量の「その他すべて [の供給国]」の取分が配分され、国別取分がなんら配分されていないため、中国の将来の貿易の見通しが反映されていないこと (para. 7.288) である。

### (2) EU の主張

EU は、28 条 2 項および「了解」第 6 節の違反は存在しないと反論する。EU は、当該関税割当の総量は関連する参照期間および輸入データに基づき「了解」第 6 節に規定される 3 つの方式のそれぞれを適用して得られる最大の量に等しいかまたはそれを超えるものと主張する。EU はまた、関税割当の供給国間における配分は 28 条 2 項または「了解」第 6 節によっては規律されないと主張する (7.238)。

### (3) パネルの判断

#### a. 28 条 1 項と「了解」第 6 節と併せて解釈される 28 条 2 項に基づく決定のために異なる参照期間を利用しうるか

我々は、28 条 1 項に基づく中国の主張に関連して我々が到達した結論が必然的に「了解」第 6 節と併せて解釈される 28 条 2 項に基づく中国の主張にとって決定的となるとは考えない。各規定は、それ自

---

<sup>11</sup> 「GATT1994 の第 28 条の解釈に関する了解」第 6 節は次のように規定する。

「関税割当が適用数量に制限のない関税譲許に代わる場合には、提供される補償の額については、譲許の修正によって実際に影響を受ける貿易の額を超えるものとすべきである。補償の算定のための基礎については、将来の貿易の見通しが当該関税割当の水準を超える額を用いるべきである。将来の貿易の見通しの算定は、次のいずれか大きい方に基づくべきであると了解する。ただし、いかなる場合にも、加盟国の補償についての責任は、譲許の完全な撤回によって課される責任を超えてはならない。

(a) 直近の代表的な三年間の平均年間貿易量に、当該貿易量に同一の時期の輸入の平均年間成長率又は十パーセントのいずれか高い方を乗じたものを加えたもの

(b) 直近の年における貿易量にその十パーセントを加えたもの」

<sup>12</sup> 28 条 2 項は次のように規定する。

「前記の交渉及び合意（他の産品に関する補償的調整の規定を含むことができる。）において、関係締約国は、その交渉前におけるこの協定に定められた水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持するように努めなければならない。」

体の適用可能な法的基準を含み、それは異なる問題に適用されるからである。我々は、28条2項および「了解」第6節の扱う問題は、28条1項の扱う問題とは異なることを十分に認識している(para. 7.253)。

したがって、我々は、EUがいずれの加盟国が関連する供給国としての利害関係を有するかの決定を自らを選択した参照期間(2003年から2005年および2006年から2008年)における実際の輸入に基づかせる自由を有すると認定したが、EUが28条2項および「了解」第6節の下で要求される補償を異なる期間に基づいて算定する義務を負う可能性があることをア・プリオリに排除するものではない(7.254)。

b. 当該関税割当の総量は、「了解」第6項に適合的か

[この問題を解決するために、]パネルは、以下の[3つの]問題を解決しなければならない(para. 7.257)。

①EUは関税割当の総量を、当該SPS措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入水準の評価に基づき算定することを義務づけられていたか

我々は、「了解」第6節の下での関税割当の総量の算定のために、ある3年間の平均年間貿易量が過去に生じたかまたは将来生じることが期待される当該製品の年間貿易量の典型であり、かつ代表的である(typical of, and serves to represent)場合には、当該期間は「代表的な」ものとなると考える(para. 7.260)。

したがって、我々は、EUが選択した参照期間がこの期間に発動されていたSPS措置のゆえに関税割当の総量を算定するためには「代表的」でないと認定するためには、単に中国からの輸入量が[当該SPS措置が存在しない場合に]増加していたであろうということだけではなく、当該SPS輸入制限がすべての輸出国からの当該家禽肉製品の年間貿易量を著しく変化させたということを確認する必要があると考える。我々は、中国からの輸入が当該SPS措置に服さない他の輸出国からの輸入と直接競争関係にあるため、当該SPS措置が存在しなければ他のすべての輸出国からのEUへの家禽肉製品の輸入が増加したと推定することはできない。当該SPS措置が存在しない場合に、EUへ中国から供給される家禽肉輸入の量は増加していたであろうと仮定すると、EUにおける当該製品の全般的需要に変化が起きない限り、他のすべての輸出国から供給される同種の製品の輸入量は、それに応じて減少すると期待することができよう。当該家禽肉製品のすべての輸出国からのEUへの輸入総量が当該SPS措置が存在しなければ異なっていたであろうという中国によるいかなる主張または立証も存在しないとともに、第1次および第2次修正パッケージにおいて問題となった関税品目のいずれについても、「了解」第6節に基づき決定された関税割当の総量がEUが合意した関税割当の総量よりも多かったかどうかのいかなる算定も、中国により提出されていない(para. 7.261)。

[さらに、]28条1項についての注釈第6節は、交渉される補償の額に関連するが、「差別的數量制限」の概念に[同第4節または第7節と同様に]再度言及する(links back)(para. 7.262)。この注釈は、28条2項および「了解」第6節において補償の額を算定する際に、「差別的數量制限」を構成する措置以外の、当該譲許の下での関係製品の輸入を制限する効果を有していたであろうそれぞれのかつあらゆる措置を考慮に入れるいかなる要件も存在しないことを示唆する(para. 7.263)。

以上より、我々は、EUが、「将来の貿易の見通し」と関税割当の総量を、当該SPS措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入水準の評価に基づいてではなく、EUが選択した期間におけるEUへの当該製品の実際の輸入に基づいて算定することにより、「了解」第6節と併せて解釈される28条2項に不適合に行動したとする中国の主張を棄却する(para. 7.264)。

②EUは、28条交渉の妥結に先立つ3年間の輸入水準に基づき関税割当の総量を算定することを義務



付けられていたか

「了解」第6節の下で、補償は「直近の」代表的な3年間または「直近の」年のデータに基づくべきことに争いはない。中国の主張によって提起された法的問題は、これらの用語が、中国が主張するように、交渉の妥結に先立つ直近の期間または年を意味するものと解釈すべきであるのか、またはEUが主張するように、交渉の開始に先立つ直近の期間または年を意味するものと解釈すべきであるのかということである(para. 7.267)。

我々は、「了解」第6節についての中国の解釈は、この規定および28条2項の趣旨および目的と調和しうとは思わない。とりわけ、「了解」第6節は、交渉を行う加盟国が関税割当の場合に補償を算定するための基礎として利用しうるベンチマークを提供することによって28条2項の下での交渉を促進しようとするものである。我々は、28条2項の下での交渉を促進するという目的を達成するためには、交渉に従事する加盟国が「了解」第6節に定義されるベンチマークを交渉が妥結するまで年毎に変更する法的義務を負うということにはありえないと考える。ベンチマークは交渉および補償の算定の基礎として利用されることを意図されている。交渉を行う加盟国に絶えず動くベンチマークを交渉の基礎として利用することを要求することは、交渉を無限に永続させようであろう(para. 7.272)。

我々は、28条2項と「了解」第6節の密接な関係のゆえに、28条2項は「了解」第6節の解釈のために関連する文脈であると考え。それゆえ、我々はまた、関税割当総量の算定を交渉の妥結に先立つ直近の3年間に基づかせるという要件が、関係加盟国が修正以前に定められた水準より「貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持するように務める」という28条2項に反映される目的に資するものであるかを考察した。以下の理由により、我々は、それが必然的にこの目的に資するものであるということに納得しない(para. 7.273)。

第1に、EUが指摘したように、交渉開始後の輸入量が必然的に交渉開始前の数量より多いとする理由はない。さらに、我々は、「動く」ベンチマークは、当事国がより有利な貿易データが得られるのを待つことによって交渉の妥結を遅らせる誘引となる可能性があると考え(para. 7.274)。

第2に、我々は、「了解」第6節のベンチマークは、提供されなければならない補償の最小限の額を算定するための基礎を定めることに留意する。この点で、第6節は、将来の貿易の見通しの算定は、(a)および(b)に含まれる3つの方式のうちの「いずれか大きい方に基づ」かなければならないと規定する。第6節は、関税割当の最小限の額を確定するための方式を定めるものであるから、我々は、「了解」第6節における「直近の」3年間という用語は、関税割当の額が交渉の過程で生じうるいずれかの輸入の増加を反映するように調整される可能性を提供するために、交渉の妥結に先立つ直近の期間を意味するものと解釈する必要はないと考える。要求される最小限の額を超える補償について合意することは、28条の下での交渉に参加する加盟国に常に開かれている(para. 7.275)。

第3に、以前の実行に関して、パネルは、28条の下での交渉が数年に及んだ先例において、関係加盟国が28条2項の下での補償の水準を交渉の途中で入手可能となった輸入データに基づいて決定したかどうかを確認することが可能かを当事国に問うた。中国は、「データのアップデートがなされたかを確認するための情報をなんら持っていない」と回答した(para. 7.276)。

以上に基づき、我々は、EUは28条交渉の妥結に先立つ3年間における輸入水準に基づき関税割当の総量を算定する義務を負わないと結論する。したがって、我々は、EUが「将来の貿易の見通し」と関税割当の総量を2009年から2011年における輸入に基づいてではなく、第2次修正パッケージの文脈で2006年から2008年の期間のEUへの関係製品の輸入に基づき算定することにより、「了解」第6節と併せて解釈される28条2項に不適合に行動したとする中国の主張を棄却する(para. 7.277)。

③EUは、ルーマニア、ブルガリア、およびクロアチアがEUに加入する以前の年におけるこれらの諸国への家禽肉輸入を考慮することを要求されるか

我々は、EUが第1次修正パッケージの文脈で関税品目160231の関税割当総量を決定する際に、ルーマニア、ブルガリア、またはクロアチアへの輸入を考慮する義務を負っていたということに納得しない。ルーマニアとブルガリアは、2007年までEUに加入していないし、クロアチアは、2013年まで加入していない。しかし、第1次修正パッケージの下での28条交渉の開始と妥結は2006年であった。さらに、関税品目160231の関税割当総量は、2003年から2005年までの輸入に基づき決定された(para. 7.283)。

以上に基づき、我々は、「将来の貿易の見通し」および関税割当の総量をルーマニア、ブルガリアおよびクロアチアがEUに加入する以前の年に生じたこれら3国への輸入を排除する輸入統計に基づき算定することにより、EUが「了解」第6節と併せて解釈される28条2項に反して行動したとすることに納得しない(para. 7.286)。

c. 関税割当の配分は「了解」第6節と併せて解釈される28条2項に不適合か

中国の主張が提起する最初の問題は、28条2項および「了解」第6節が、中国が主張するように、供給国間での関税割当の取分の配分に適用されるのか、それともEUが主張するように、もっぱら関税割当の総量にのみ適用されるのかである(para. 7.290)。

「了解」第6節の文言から検討すると、我々は、その文言が一定の供給国または供給国のグループに配分される関税割当の取分への言及をなんら含んでいないことに留意する。むしろ、第6節は、単数形で、第1文において「関税割当」、第2文で「割当」に言及している。全体として第6節は、関税割当の総量を算定するための基礎を定めている(para. 7.291)。

「了解」第6節の文脈については、我々は、第6節は、「関税割当」という用語をGATT1994の他の箇所で使用されるその用語と同様の意味で使用できるものと推定できると考える。GATT1994の13条5項<sup>13</sup>が1例であり、この規定は、13条の規定が加盟国によって設定または維持される「いかなる関税割当」にも適用されるとする。我々は、「関税割当」という用語は、13条の文脈では、配分される関税割当の「取分」の概念と相互互換的には使用できないと考える。13条2項(d)<sup>14</sup>は、供給国間で配分される「割当」を配分された「割当の取分」と区別する。13条2項(d)の文脈でこれら2つの用語を相互互換的に解釈することは、1国に配分された割当の取分がその後供給国間で配分されなければならないというばかげた結果をもたらすであろう(para. 7.293)。

28条2項と「了解」第6節の密接な関係のゆえに、我々は、28条2項は、「了解」第6節の解釈のために関連する文脈であると考えている。それゆえ、我々は、28条2項の文言は、譲許を撤回する加盟国が28条交渉の間に関税割当を配分する場合に、28条2項の遵守は、全体的な水準だけではなく、割当が配分される加盟国の水準でも比較を要求するという結論を支持するかどうかを考察する。以下に述べる理由

<sup>13</sup> 13条5項は次のように規定する。

「この条の規定は、締約国が設定し、又は維持する関税割当に適用するものとし、この条の原則は、できる限り輸出制限にも適用するものとする。」

<sup>14</sup> 13条2項(d)は次のように規定する。

「供給国間に割当量を割り当てる場合には、制限を課している締約国は、割当量の割当について、当該製品の供給について実質的な利害関係を有する他のすべての締約国と合意することができる。この方法が事実上実行不可能な場合には、関係締約国は、その製品の供給について実質的な利害関係を有する締約国に対し、その製品の貿易に影響を及ぼしたか又は及ぼしているすべての特別の要因に妥当な考慮を払い、過去の代表的な期間中にその締約国がその製品の輸入の総数量又は総価額に対して供給した割合に基づいてその製品の取分を割り当てなければならない。いずれかの締約国が前記の総数量又は総価額のうち自国に割り当てられた取分の全部を使用することを妨げるような条件又は手続は、課してはならない。ただし、輸入が当該割当量に関する所定の期間内に行われることを条件とする。」

で、我々は、28 条 2 項がそのような結論を支持するとは思わない(para. 7.294)。

28 条 2 項は、関係加盟国は修正前に定められた水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の「一般的水準」を維持するように努めなければならないと規定する。譲許の「一般的水準」が維持されたかの検討を要請する際に、28 条 2 項の文言は、すべての加盟国にとっての補償の全体的な額がすべての加盟国にとっての修正された譲許の全体的な額に等しいものであるべきことを示唆している。このことは、補償が、それ以上の明確化を伴わずに、「貿易」にとって不利でない譲許の「一般的水準」を維持しているかどうかが目されていることによって強化される(para. 7.295)。

両当事国は、13 条 2 項<sup>15</sup>が明示的に関税割当ての配分に言及していることに同意する。それゆえ、我々の見解では、13 条 2 項もまた 28 条 2 項および「了解」第 6 節の解釈のための関連する文脈である。とくに、供給国間での関税割当ての取分の配分が 28 条 2 項および「了解」第 6 節によって規制されないとしても、供給国間での関税割当ての取分の配分がなんら規制されず、または「一部の諸国には補償を超える配分が行われ、他の諸国には補償に満たない配分が行われ、それによって差別が生じる」ということにはならない。むしろ、供給国間での関税割当ての取分の配分は、もっぱら 13 条の関連する義務によってのみ規制されるということを意味するであろう。28 条 2 項および「了解」第 6 節を同様に供給国間での関税割当ての取分の配分を規制するものとして解釈することは、それゆえ GATT1994 には供給国間での関税割当ての取分の配分を規制する 2 組の要件が存在することを意味するであろう。「了解」第 6 節の要件が 13 条 2 項に見られる関税割当ての取分の配分要件と異なって解釈される限りで、このことは、供給国間での関税割当ての取分の配分を規制する異なる、かつ潜在的には抵触する要件が存在することを意味するであろう(para. 7.299)。

中国によれば、「了解」第 6 節は、「グローバルな関税割当ての水準ばかりか各関税割当ての取分の配分の水準」にも適用される。しかし、我々は、第 6 節が将来の貿易の見通しを算定するための 3 つの異なる方式を含んでいること、そして、輸入加盟国はもっとも大きい額をもたらす方式を選択することを要求されていることを想起する。それゆえ、「了解」第 6 節が取分の配分の水準で適用されるとすると、輸入加盟国は、いずれかの場合に最大の額をもたらす限りで、異なる加盟国に異なる方式を適用しなければならないであろう。我々は、「了解」第 6 節の文言に基づき、(a)および (b) に規定される方式の関税割当ての配分の水準での適用は、13 条 2 項に規定される配分規則に抵触する結果をもたらすだけではなく、その適用はまた実施不可能であろうと考える(para. 7.300)。

以上に基づき、我々は、28 条 2 項および「了解」第 6 節は、関税割当ての取分の供給国間での配分には適用されないと結論する。我々は、EU が中国の「将来の貿易の見通し」を反映しない仕方で供給国間で関税割当てを配分することにより、「了解」第 6 節と合わせて解釈される 28 条 2 項に不適合に行動したという中国の主張を棄却する(para. 7.302)。

---

<sup>15</sup> 13 条 2 項は、(d) 以外の部分で次のように規定する。

「締約国は、産品に対して輸入制限を課するに当たり、その制限がない場合に諸締約国が獲得すると期待される取分にできる限り近づくようにその産品の貿易量を配分することを目標としなければならない。このため次の規定を遵守しなければならない。

- (a) 可能なときはいつでも、輸入許可品の総量を表わす割当量（供給国間に割り当てられているかどうかを問わない。）を決定し、かつ、その総量を 3 (b) の規定に従って公表しなければならない。
- (b) 割当量の決定が不可能である場合には、割当量を定めない輸入の許可又は免許によって制限を課することができる。
- (c) 締約国は、(d) の規定に従って割り当てられる割当量を実施する場合を除くほか、当該産品を特定の国又は供給源から輸入するために輸入の許可又は免許を利用することを要求してはならない。」

#### d. 結論

パネルは次のように認定する。すなわち、中国は、EU が交渉し、実施する関税率および関税割当が、修正前に存在した水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持していないことにより、「了解」第 6 節と併せて解釈される 28 条 2 項に不適合であるということを立証していない(para. 7.303)。

### 3. GATT1994 の 13 条 2 項 (d) に基づく主張

#### (1) 中国の主張

中国は、EU が「関税割当のすべてまたは大部分を WTO 加盟国の 2 国」(ブラジルとタイ)に配分することにより GATT1994 の 13 条 2 項(d)に不適合に行動したと主張する。中国によれば、中国は「当該製品の供給について実質的な利害関係」を有しており、それゆえ、EU は、当該製品の供給について実質的な利害関係を有するすべての WTO 加盟国と合意をしようとせず、そのようなすべての加盟国に対し、当該製品の貿易に影響を及ぼすいずれかの特別の要因に妥当な考慮を払い、過去の代表的な期間中にそれらの加盟国が供給した割合に基づいて取分を配分しなかったことにより、13 条 2 項 (d) に違反したとされる(para. 7.304)。

中国は、本件で、EU が輸入割当に関する決定を行った参照期間は「代表的」ではなく、SPS 措置による輸入禁止の結果としての中国の輸出能力の低下および SPS 措置の解除後の輸出能力の向上は考慮すべき「特別の要因」であったと主張する。中国は、EU は中国が実質的な供給国であることを決定し、使用された参照期間に中国産家禽肉輸入を制限した SPS 措置が存在しない場合に中国が有していたであろう輸入の取分の評価に基づき関税割当の取分の配分について中国との合意を求めるべきであったと主張する。さらに、第 2 次修正パッケージに関して、中国は、EU は、中国が関税割当の決定以前の直近の 3 年間と考える 2009 年から 2011 年の間における中国からの家禽肉輸入増加を考慮して関税割当の取分の配分について中国と合意を求める義務を負っていたと主張する(para. 7.305)。

#### (2) EU の主張

EU は、中国の主張は 13 条 2 項 (d) の誤った解釈に基づくと反論する。13 条 2 項におけるいずれの加盟国が実質的な供給国であるかの決定に関して、EU は、とくに 28 条による関税割当総量に関する交渉が 13 条 2 項 (d) による同一の関税割当の配分に関する交渉と同時にされる場合には、28 条 1 項および 13 条 2 項の文脈において「実質的な利害関係」の用語を異なって解釈する理由は存在しないと主張する。EU は、13 条 2 項 (d) の下でいずれの加盟国が実質的な供給国であるかを決定する際に「特別の要因」の考慮が要求されるかを疑問とするのに加えて、中国が言及する SPS 措置は 13 条 2 項 (d) の意味における「特別の要因」ではなく、それゆえ、EU は当該 SPS 措置が存在しない場合に生じていたであろう EU への輸入の中国の取分の評価に基づきいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかを決定する義務をなんら負わないと主張する。EU はまた、第 2 次修正パッケージに関して、EU はいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかを 2009 年から 2011 年の期間の輸入に関するより最近のデータに基づき決定することを要求されたとする中国の主張を拒絶する(para. 7.306)。

#### (3) パネルの判断

- a. 13 条 2 項 (d) の意味でいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するか決定に対する「特別の要因」の関連性

我々は、13条2項(d)第1文の文言は「特別の要因」が考慮されなければならないとは明示的に規定していないことを認める。しかし、我々の見解では、このことは、「特別の要因」がいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかを決定する文脈で無視しうることを意味しない。もしそうであるとすると、その場合、同様の論理に従い、いずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかの決定はまた「過去の代表的期間」に基づく必要もなくなるであろう。なぜなら、この法的基準は、「特別の要因」と同様に、もっぱら13条2項(d)の第2文において明示的に言及されているにすぎないからである(para. 7.317)。

さらに、我々は、13条2項(d)がもっぱら製品の供給に「実質的な利害関係」を有するWTO加盟国間で関税割当の取分を一方的に配分するときのみ「特別の要因」を考慮する義務を規定し、13条2項(d)第1文の下でいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかという最初の決定においてはそのような義務を規定していないとする理由を見出せない。我々は、13条2項(d)の第2文における「過去の代表的期間」および「特別の要因」への明示的な言及は、「交渉が行われない場合に関税割当の決定のための最小限の基準を規定する」必要性によって説明可能であり、13条2項(d)は、「交渉が行われる場合に、交渉する[実質的な供給国としての利害関係を有する]WTO加盟国は自国の利害関係を擁護し、関税割当の決定のために特別の要因が考慮されることを確保するであろうことを仮定している」<sup>16</sup>と考える(para. 7.318)。

さらに、我々は、13条4項が、「特別の要因」の考慮は13条2項(d)第1文におけるいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかの決定に関連するという見解に一定の文脈上の支持を提供するものとする。我々は、13条4項は13条2項(d)の第1文と第2文の双方に適用されると結論する。13条4項における義務は、関係する「特別の要因」の後の「再評価」に関連する。このことは、「特別の要因」の考慮が13条2項(d)におけるいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかの最初の評価において無視できないことを意味している(para. 7.319)。

明らかにしておくべきことは、我々は、13条2項(d)の文脈における「実質的な利害関係」という用語の意味が28条の交渉の文脈において行われなければならない同様の決定への配慮を行うことなく解釈されるべきであるということを示唆しているわけではないことである。我々は、本件のように、28条の下での関税割当の総量に関する交渉が13条2項(d)の下での関税割当の配分に関する交渉と同時に進行する状況の存在を考慮すると、[これら2つの規定の]調和的解釈の必要性がとくに重要であると考える(para. 7.320)。

我々は、13条2項(d)の下でいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかの決定は一般的に28条の文脈で行われた決定に依拠しうるものとする(para. 7.321)。

しかしながら、13条2項の文脈において、我々は、13条2項(d)の下でのいずれの加盟国が「実質的な供給国としての利害関係」を有するかの決定は、13条2項の意味での「特別の要因」が存在するかどうかという累積的な考慮によって補足されなければならないと考える(para. 7.322)。

b. 28条1項、28条2項および13条2項に基づく決定のために異なる参照期間を利用しうるか

我々は、すでにEUが28条1項および28条2項に基づく決定を自らが選択した参照期間(2003年から2005年および2006年から2008年)における実際の輸入に基づかせる自由を有すると認定したが、EUが13条2項(d)の文脈で適用される特定の法的基準を考慮に入れて異なる参照期間に基づき供給国

---

<sup>16</sup> 中国の第2意見書、para. 174 (原文脚注464)。

間で関税割当の取分を配分する義務を負っていたかもしれないという可能性をア・プリオリに排除することはできない。とくに、我々は、その結論が 13 条 2 項 (d) の下で適用される法的基準に基づき是認される限りで、異なる決定のために異なる参照期間が利用できるであろうことをア・プリオリに排除しない(para. 7.326)。

c. EU は、いずれの加盟国が実質的な供給国であるかを当該 SPS 措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入の取分の評価に基づき決定する義務を負っていたか

我々は、中国の見解は、ある期間が 13 条 2 項の意味で「代表的」であるためには、その「期間は輸入禁止によって影響されえない」ことであると理解する(para. 7.330)。

しかしながら、我々は、そのような大雑把な(sweeping)結論には、以下の理由で同意しない(para. 7.332)。

第 1 に、本件は、参照期間に維持されていた輸入制限が WTO 適合的と推定されなければならないケースである。我々の見解では、加盟国が特定製品の輸入に直接的にまたは間接的に影響を及ぼしうる措置を維持することについてはなんら異常なことは存在しない。選択された期間の代表性を問題とするためには、関連する考慮はそれらの措置が WTO 適合的かどうかということである(para. 7.333)。

第 2 に、過去のある期間のいずれかの輸入制限の存在が、事実上、そのような期間は 13 条 2 項において「代表的」とはみなしえないということの意味するとすれば、我々は、この制限が、まさに「差別的數量制限」の概念が 28 条の文脈で明示的に言及されているように、なんらかの態様で 13 条 2 項の文言に反映されることを期待するであろう。しかし、13 条 2 項 (d) は、なんらの制約も伴わずに、単に「過去の代表的期間」への言及のみを含んでいる(para. 7.334)。

第 3 に、ある期間における一定の輸入制限の存在が当該期間は「代表的な」期間ではないことを意味するかどうかは、事案の特定の事実状況に依存する。本件では、問題とされたすべての関税品目はすべての中国産家禽肉製品の輸入が禁止されていた 2002 年から 2008 年の期間の前後に禁止または制限されていた。問題とされたすべての関税品目の中国からの EU の輸入は、1999 年から 2002 年までの期間に 0%かまたは無視しうる水準であったし、問題とされた関税品目の多数の中国からの EU の輸入は、少なくとも 2015 年まで熱処理措置の結果として依然として禁止されていたように思われる。この観点からは、我々は、2003 年から 2005 年までおよび 2006 年から 2008 年までの参照期間に発動されていた SPS 措置の存在は、この期間が本件の事情においては「代表的」ではなかったことを意味するという主張には納得しない(para. 7.335)。

さらに、我々は、当該 SPS 措置自体を、それが同様の状況にあるすべての加盟国からの輸入に等しく適用される限りで、「特別の要因」と性格づけることは困難であると認める。すでに述べたように、我々の見解では、加盟国が特定の製品の輸入に直接的にまたは間接的に影響を及ぼしうる WTO 適合的な措置を適用することについてはなんら異常なことは存在しない。「SPS 措置による輸入禁止の結果としての輸出能力の低下」は、中国の家禽肉生産者が EU の維持する SPS 措置に従わなかったという決定の結果であったことは争われていない。我々は、関税割当を設定する加盟国が外国生産者による適用可能な SPS 措置の不遵守から生じる輸入制限を考慮する必要があるという考えには同意できない(para. 7.337)。

我々の見解では、13 条 2 項 (d) についての注釈<sup>17</sup>は、13 条 2 項の「特別の要因」の概念の解釈に関

<sup>17</sup> 同注釈は次のよう規定する。

「割当量を割り当てるための原則としての『商業的考慮』については、政府機関によるその適用が必ずしも可能ではないと認められたので、規定されていない。さらに、締約国は、可能なときは、合意するに当り、2

連する文脈である (para. 7. 338)。

この注釈は、「特別の要因」に妥当な考慮を払うべきことを要求する際に、しかし、「商業的考慮」への言及をなんら含まず、その意図は、その適用が「必ずしも常に可能ではない」割当の配分のための規則を設定することを回避することであったことを明らかにする。この注釈は、商業的考慮が合意を求める過程で「可能なときは」適用することができることを明らかにする。同様に、13条2項(d)は、供給国間で関税割当を配分しようとする加盟国は、実質的な供給国としての利害関係を有するすべての加盟国と合意を求めることができるが、合意による配分が合理的に「可能」でない場合には実質的な供給国間で関税割当を一方的に配分する権利を有することを規定する (para. 7. 339)。

我々は、13条2項(d)についての注釈および同規定それ自体の文言は、供給国間での関税割当の配分を規律する規則が、政府当局が実行可能でない、またはさもなければ実現性がない要件を設定するように解釈されるべきではないことを伝えるものと考え。これは、28条の交渉および合意を「不当に困難なもの」とせず、「この規定の適用に紛糾を生ぜしめること」を回避することを確保するという28条1項についての注釈の第4節の文言に表明された目的を反映するものである (para. 7. 340)。

我々の見解では、2003年から2005年までおよび2006年から2008年までの期間に発動されていたSPS措置を「特別の要因」として扱うことは、関税割当の配分のための実行不可能な規則をもたらすことになる。その理由は、中国産の家禽肉輸入に影響を及ぼすいずれかのSPS措置が存在しない場合に家禽肉輸入がどの程度かを評価することは、高度に推測的な見積もりの利用を含むきわめて複雑な作業となるであろうからである。そのようなアプローチの下では、EUは、単に中国に適用され、かつ中国が関心を持つ一連のSPS措置だけではなく、他の多くのWTO加盟国に適用されるSPS措置およびより一般的に家禽肉製品の輸入に適用される衛生制度全体を考慮する義務を負うことになったであろう (para. 7. 341)。

以上に基づき、我々は、EUが、中国からの家禽肉輸入を制限するSPS措置が存在しない場合に生じていたであろうEUへの輸入の取分の評価に基づいてではなく、EUへの輸入の実際の取分に基づいて、いずれの諸国が関係産品を供給することに実質的な利害関係を有するかを決定することにより、13条2項(d)に不適合に行動したことを、中国は立証しなかったと認定する (para. 7. 343)。

d. EUは、関税割当の配分に関する交渉の開始後の輸入の取分における変化を考慮して、いずれの加盟国が実質的な供給国であるかを決定する義務を負っていたか

我々は、①一般的規則として、13条2項(d)は、いずれの加盟国が関係産品の供給に実質的な利害関係を有するかの決定が、本件のようなケースにおけるように関税割当の配分の対象である実質的な供給国との交渉の開始と関税割当のその後の発効との間に数年の期間が経過している状況においては、常に関税割当の発効の直近の期間に基づかなければならないことを要求するかどうかを検討することから始める。我々が関税割当の発効に先立つ直近の3年間の利用を要求するような規則はなんら存在しないと結論する場合には、我々は次に、②本件の特別の事情において、2008年7月のSPS措置の解除後に生じた中国の輸出能力の向上は13条2項の意味で「特別の要因」であったかを考察する。我々がこれを肯定する場合には、我々は次に、③EUは、2009年から2011年までの期間における中国産家禽肉製品の輸入増加を、2012年5月まで中国によるいかなる関連の要請も存在しない中で、自らの発意で考慮し、かつこれらの輸入の増加に基づき、中国を第2次修正パッケージにおけるいずれかの関税割当に関して実質的な供給国として認める義務を負っていたかを検討する (para. 7. 346)

---

の第一文に定める一般原則に合致してこれらの考慮を適用することができる。」

[上記①の問題について、]13条2項(d)の文言上、同規定の第2文は、単に「過去の代表的な期間」に言及するのみで、そのような期間が関税割当の開始前でなければならないとは明記していない。その上、13条2項(d)における「ある特定の(“a”)」過去の代表的な期間への言及は、参照期間の選択に関してすべてのケースで適用されるいかなる一般的規則も存在しないことを示唆する。さらに、13条4項は、再評価に服することを条件として、「代表的な期間の選定」が輸入加盟国によって「最初に」行われることを想定している。13条2項(d)において利用されなければならない参照期間に関してすべてのケースに適用可能ないかなる一般的規則も存在しないことが明らかに含意されている(para. 7.349)。

13条のより広い文脈を考慮すると、我々はすでに、加盟国が28条1項および同2項の下での決定を譲許の修正の意図の通知以前の3年間の参照期間に基づかせる権限を有し、交渉の過程で生じることがある輸入水準および取分の変化に基づき当該決定を最新のものにするいかなる義務も負わないと認定した。我々の見解によれば、すべてのケースに適用可能な一般的規則としてそのような一般的要件を13条2項に読み込むことは一貫性と実行可能性を欠くことになる。さらに、我々は、そのような広範な規則を13条2項に読み込むことは「特別の要因」の概念を余分なものとする可能性があると考え。我々は、代表的な期間以来生じた変化は、それらの変化が「その製品の貿易に影響を及ぼしたか又は及ぼしているすべての特別の要因」である限りで、13条2項(d)の下でいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかを見直す際に考慮されなければならないと考える(para. 7.350)。

さらに、そのような一般規則を適用するためのその他の実際上の困難として、28条および13条2項(d)に従った二国間合意のための交渉の妥結とそれらの合意を実施するための国内立法の採択との間には必然的に時間差が存在することである。我々は、いずれの加盟国が実質的な供給国であるかの決定は、実質的な供給国として認められた加盟国との交渉の妥結後の参照期間に基づかせることや、まして、交渉を行ったそれらの加盟国による当該合意の各国内手続に従った承認後の参照期間に基づかせることはできないと考える(para. 7.351)。

最後に、我々は、13条2項(d)についての中国の解釈がUS-Line Pipe事件<sup>18</sup>やEEC-Apple(Chile I)事件<sup>19</sup>におけるパネルの判示に支持を求めることができるとは思わない。両事件において、関税割当は輸入加盟国によって一方的に賦課された。いずれのパネルも、関税割当の配分のための実質的な供給国との交渉の開始と、その後の決定と関税割当の実施の間に数年の時間差が存在するような状況には直面していなかった(para. 7.352)。

以上の理由から、我々は、いずれの加盟国が供給について実質的な利害関係を有するかを決定するために関税割当の発効前の直近の3年間の利用を常に要求するいかなる一般規則も存在しないと結論する(para. 7.353)。

[次に上記②の問題について、]我々は、一定の事情において、13条2項(d)の文脈における「特別の要因」の考慮が、供給国間で関税割当を配分する加盟国に、選択された代表的な期間の終わりと同関税割当が配分される時点の間に生じた、加盟諸国が有する輸入取分の変更を考慮することを要求しうると考える。言い換えれば、我々は、13条2項にはいずれの加盟国が当該産品を供給するのに実質的な利害関係を有するかを見直すため、参照期間の後の発展を考慮に入れたより最近のデータを常に利用することという一般的要件は存在しないと考えるが、輸入の取分におけるそのような変化が「特別の要因」と関連する限りで、特定の事情において見直しが要求されるという見解である(para. 7.354)。

<sup>18</sup> Panel Report, US-Line Pipe, para.7.55.

<sup>19</sup> Panel Report, EEC-Apples(Chile I), para.4.8.



我々は、13条2項(d)の文言がその製品の貿易に「影響を及ぼしたか又は及ぼしている」すべての特別の要因に妥当な考慮を払い、「過去の」代表的期間中にさまざまな諸国が供給した割合に言及するのを想起する。我々は、過去の参照期間に貿易に影響を及ぼしたものだけでなく、貿易に「影響を及ぼしている」ものも含む特別の要因への言及は、選択された代表的期間の終わりと同税割当が配分される時点の間に生じた貿易の発展の考慮を示唆すると考える(para. 7.355)。

このような理解はまた注釈の文言<sup>20</sup>とも適合する。それによれば、「特別の要因」という用語は、国内生産者と外国生産者との間の、または外国生産者相互間の相対的生産能率の「変化」を含むが、この協定によって認められない方法で人為的にもたらされる「変化」を含まないとされる。注釈において「特別の要因」が「発生した変化(changes brought about)」と明示的に関連づけられている事実は、特別の要因の分析がダイナミックなものであり、選定された参照期間の終わりと同税割当が配分される時点との間に発生した発展の考慮を伴うという見解に支持を与えるものである(para. 7.356)。

この理解はまた、13条2項(d)に相当するハバナ憲章の規定に付随する次のような注釈とも適合する。すなわち、同注釈は、「『特別の要因』という用語は、とくに代表的な期間以来(since)発生した外国生産者相互間におけるような以下の変化を含む。」<sup>21</sup>と規定している(para. 7.357)。

さらに、GATT11条および13条に相当するハバナ憲章の規定を検討したハバナ会議の小委員会は、「別個の輸入割当が多数の外国供給者に配分される場合に、当該輸入割当が基礎を置く代表的期間以来他の外国供給者に対してその生産能率または輸出能力が相対的に増加した国が相対的により大きな輸入割当を受け取るべきであることを明らかにするのが望ましいことに合意した。」<sup>22</sup>(para. 7.358)

13条2項(d)に相当するハバナ憲章の規定に付随する注釈は、最終的に一般協定には含まれなかったが、いくつかのパネルは、13条2項における「特別の要因」の概念を解釈し、適用するにあたって、同注釈を指針としてきた(para. 7.359)。

「特別の要因」についての我々の理解はまた、13条2項の柱書における一般規則を含む直近の文脈とも適合する。我々の見解においては、代表的な期間の終わりと同税割当が配分される時点との間に生じた加盟国の相対的な輸入取分の変化を考慮することは、同税割当の配分が、同税割当が「ない場合に諸締約国が獲得すると期待される取分にできる限り近づくようにその製品の貿易量を配分することを目標とする」ことを確保するという柱書の要件に適合する(para. 7.361)。

最後に、我々は、13条2項(d)の適用上、同税割当の総額を決定するために利用したものとは異なるより最近の参照期間と貿易統計に基づきいずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかを見直すことから生じうる実際上の困難と紛糾を注意深く検討した。我々は、例外的な事情においてそのようにすることが非論理的で、不可能で、または非実際的となるとは思わない。この点で、我々は、原則として、「同税割当総量(the overall tariff quota quantity)」と「供給者間での同税割当の取分の配分(the allocation of the quota shares among suppliers)」は、「相互に異なる別個の要素」であるというEC-Banana III(Art. 21.5-Ecuador II)/EC-Banana III(Art. 21.5-US)事件における上級委員会の認定を想起する(para. 7.362)。

<sup>20</sup> 13条4項についての注釈は、11条2項末文の「特別の要因」についての注釈を参照し、後者の注釈は、次のように規定している。

「『特別の要因』とは、国内生産者と外国生産者との間の又は外国生産者相互間の相対的生産能率の変化を含むが、この協定によって認められない方法で人為的にもたらされる変化を含まない。」

<sup>21</sup> Havana Charter Interpretative Note ad Article 22.

<sup>22</sup> Havana Reports, page 95, para. 52.

以上に基づき、我々は、「当該製品の貿易に影響を及ぼしたか又は及ぼしている特別の要因」の考慮は、一定の例外的な（すなわち、「特別の」）事情の下で、選択された代表的期間の終わりと同関税割当が配分される時点の間に生じた加盟諸国の有する輸入取分の変化を含みうると考える（para. 7.363）。

本件の事実を検討すると、2008年7月のSPS措置の解除後、2009年-2011年の期間に、第2次修正パッケージにおけるいくつかの品目について中国からの輸入が著しく増加した（para. 7.364）。

我々は、一部の関税品目<sup>23</sup>の中国からの輸入の増加は、「異常な(unusual)」または「常軌を逸した(out of the ordinary)」「事情」または「事実」に属する発展であると考え（7.365）。

我々は、2008年7月のSPS措置の解除後の中国の新たな輸出能力はまた、「一国の特定製品の生産能力および他の供給者との競争能力に直接関わる観察可能な事実状況」という[EUが主張する]「特別の要因」の定義の範囲内に属すると考える（para. 7.366）

本件では、我々は、選択された代表的期間の終わりと同関税割当の取分が配分された時点の間に生じた諸国の有する輸入取分の変更は、2008年7月のSPS措置の解除後のEUへの一定の家禽肉製品についての中国の輸出能力の向上の結果であるが、「当該製品の貿易に影響を及ぼしている特別の要因」であったと考える（para. 7.367）。

[上記③の問題について、]EUが2006年から2008年の参照期間の後に生じた輸入の取分の変化を自らの発意でかつ2012年5月まで中国によるいかなる要請も存在しない中で考慮する義務を負っていたとすれば、我々は、考慮されるべき直近のデータは、タイおよびブラジルと交渉が妥結した時点でEUが入手可能なデータからであったと考える。EUによれば、当該交渉は、交渉担当者のレベルでは2011年9月に実質的に妥結し、タイおよびブラジルとの協定草案はそれぞれ2011年11月22日および2011年12月7日に署名された。中国もこの点は争わなかった（para. 7.370）。

2011年9月の時点でEUが入手可能な貿易統計に基づけば、関税品目1602 39 29および1602 39 80の輸入傾向の変化はすでに明らかであったであろう。2011年におけるEUへの輸入の中国の取分は、品目1602 39 29については52.8%、品目1602 39 80については61.1%であった。2009年から2011年の期間の傾向は、これらの関税品目のそれぞれについて同様であった。以上に基づき、我々は、EUが少なくとも2011年9月現在で中国からの輸入の増加傾向を考慮する義務を負っていたとすれば、当時の中国の輸入の取分の当該増加は、EUが上記2品目について中国からの輸入の増加を反映するように13条2項(d)の意味での「実質的な利害関係」を有するものとして中国を承認することを要求するであろうと考える（para. 7.371）。

EUが2009年から2011年の期間に生じた輸入取分の変化を考慮する法的義務を負っていたかどうかの問題を検討すると、我々はすでに、本件の特別の事情においては、一定の関税品目の下での家禽肉製品について2008年7月のSPS措置の解除に伴い生じた中国の輸出能力の増加は13条2項

<sup>23</sup> とくに2品目について輸入取分の増加は次のとおりである（para. 7.364の表から抜粋）。

関税品目	2006年-2008年におけるEUへの輸入の中国の取分	2009年におけるEUへの輸入の中国の取分	2010年におけるEUへの輸入の中国の取分	2011年におけるEUへの輸入の中国の取分	関税割当配分の取分
1602 39 29	0.0%	27.1%	40.7%	52.8%	タイ：98.4% その他：1.6%
1602 39 80	0.0%	8.7%	17.6%	61.1%	タイ：82.76% その他：17.24%

の意味での「特別の要因」であったと結論づけた。しかし、さらに検討しなければならない追加的な問題は、EU は、この輸入取分の変化を、タイおよびブラジルとの交渉の過程で、かつ 2012 年 5 月まで中国からのいかなる関連する要請も存在しない中で、自らの発意で考慮する義務を負っていたかどうかということである (para. 7. 372)。

我々は、以下に述べる理由で、EU はそのような義務を負っていたと考える (para. 7. 374)。

第 1 に、13 条 2 項 (d) には、供給加盟国に対して実質的な供給者たる地位を主張することを要求する規定で、[「28 条に基づく交渉手続」第 4 節に]相当するもの、ましていずれかの規定された期限内にそのような主張を行うことを要求するものはなんら存在しない。本件の事情においては、第 2 次修正パッケージの場合、EU が譲許を関税割当に置き換えるのか、関税割当を供給国間で配分するのか、さらに、13 条 2 項 (d) の下での交渉が 28 条の下での交渉に付随して行われるのか、について中国には何も開示されなかった。さらに、28 条の交渉に適用される秘密性の要件のゆえに、パネルは、中国が 2012 年 12 月の 28 条交渉の妥結の通知以前のいかなる時点でも EU によるこの交渉がいかなる段階にあるのかを知る立場にあったとは思わない。それゆえ、中国は、13 条 2 項 (d) の交渉において実質的な供給国として利害関係を有する地位にあることを主張する理由はなく、EU がタイおよびブラジルとの継続中の交渉の過程で「特別の要因」を見直すことを要求する理由もない (para. 7. 375)。

第 2 に、「その製品の貿易に影響を及ぼしたか又は及ぼしているすべての特別の要因」の概念は、本質的にダイナミックな概念であるように思われ、したがって、特別の要因についての輸入加盟国の考慮が交渉の過程で継続的な性質を持たないとする理由は明らかではない。関税割当が合意によって配分される場合、その合意に至る交渉の主題は、過去の代表的な期間の選択および考慮されるべき特別の要因が存在する程度に関する交渉を含むであろう。それゆえ、これらの事項は、当初から確定されかつ固定されているというより、交渉の過程で継続する議論と見直しの対象となりうると推定される (para. 7. 376)。

第 3 に、[交渉が妥結した]2011 年 9 月に、それ以前の数年間に上記 2 つの関税品目について EU への中国の輸入の急激な増加は、中国によるいかなる見直し要求も存在しない中では EU が知りえなかった事実状況であるとはみなしえない (para. 7. 377)。

以上に基づき、我々は、2008 年 7 月の SPS 措置の解除後の 2009 年から 2011 年の期間にわたる EU における中国からの輸入の増加が、いずれの諸国が関係製品の供給について実質的な利害関係を有するかを決定する際に EU が考慮しなければならない「特別の要因」であったこと、および EU は、関税品目番号 1602 39 29 および 1602 39 80 の「製品の供給に実質的な利害関係」を有する加盟国として中国を承認せず、かつこれらの特定の関税品目についての関税割当の配分に関して中国との合意を求めなかったことにより、13 条 2 項 (d) に不適合に行動したことを中国は立証したと認定する (para. 7. 378)。

#### 4. GATT1994 の 13 条 2 項柱書に基づく請求

##### (1) 中国の主張

13 条 2 項の下での決定には、実質的な利害関係を有するものと認められなかった加盟国に対する関税割当の取分の配分も含まれる。第一次および第二次修正パッケージに関して、中国は、EU が、使用された参照期間に中国産家禽肉の輸入を制限した SPS 措置が存在しない場合に中国が有していたであろう輸入の取分の見積もりに基づいて「その他すべて」に対して配分される関税割当の取分を決定すべきであったと主張する。また、第二次修正パッケージに関して、中国はさらに、EU は関税割当の決定前の直近の 3 年間と中国が考える 2009 年から 2011 年の期間における中国からの家禽肉輸入の増加を考慮して

「その他すべて」に対して配分される関税割当の取分を決定すべきであったと主張する。最後に、中国は、EU はいずれにしても、少なくとも[タイおよびブラジル以外の]他の 1 加盟国が当該製品の供給において実質的な利害関係を達成することを可能とするように、各関税割当について少なくとも 10%の「その他すべて」の取分を配分する義務を負っていたと主張する。

## (2) EU の主張

EU は、中国が言及する SPS 措置は 13 条 2 項の意味での「特別の要因」ではなく、それゆえ、SPS 措置が存在しない場合に生じていたであろう EU への中国の輸入取分の見積もりに基づきより大きな「その他すべて」の関税割当の取分を配分するいかなる義務も負っていなかったと主張する。EU はまた、第 2 次修正パッケージに関して、EU が 2009 年から 2011 年の期間のより最近の輸入データに基づき関税割当の取分を配分することが要求されていたという中国の主張を拒絶した。さらに、EU は、13 条 2 項において参照期間についての輸入データとは無関係に最小限度の「その他すべて」の取分を常に配分する法的義務はなんら存在しないと主張する (para. 7.381)。

## (3) パネルの判断

a. 「その他すべて」に対する関税割当の取分の配分が 13 条 2 項柱書きの一般規則に従うものであるかどうかを決定する際における「特別の要因」の関連性

我々は、13 条 2 項柱書きの義務に従うためには、「その他すべて」に配分すべき関税割当の取分の決定にあたって一またはそれ以上の非実質的な供給者に不利にならないように「その製品の貿易に影響を及ぼしたか又は及ぼしているすべての特別の要因」を考慮しなければならないと考える。この解釈は、13 条 2 項の柱書きと同 (d) の調和のとれた解釈を反映し、かつそれらの関係に関する上級委員会のかつての見解に沿うものである。この解釈の下で、13 条 2 項の柱書きにおける一般規則は、13 条 2 項 (d) の下で実質的な供給国としての利害関係を有するものとして認められなかった加盟国の権利と利益を保護するのに役立つ。

b. EU は、SPS 措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入取分の見積もりに基づき「その他すべて」に対してより大きな関税割当の取分を配分する義務を負っていたか。

13 条 2 項 (d) の下での中国の平行的な主張を検討する文脈で、我々は、EU が、いずれの加盟国が実質的な供給者であるかの決定を SPS 措置が存在しない場合に中国が有していたであろう輸入の取分の見積もりに基づかせるのではなく、EU への輸入の実際の取分に基づかせることにより、13 条 2 項 (d) に不適合には行動しなかったと認定した。我々は、我々の理由づけと結論が 13 条 2 項柱書きの下での中国の予備的主張に適当な修正を加えて (*mutatis mutandis*) 適用されると考える (para. 7.398)。以上から、我々は、中国は EU が 13 条 2 項柱書きに不適合に行動したことを立証していないと認定する (para. 7.399)。

c. EU は関税割当の取分の配分の交渉の開始後に生じた輸入取分の変更を考慮して「その他すべて」に対してより大きな関税割当の取分を配分する義務を負っていたか。

13 条 2 項 (d) の下での中国の平行的な主張を検討する文脈で、我々は、SPS 措置の解除後の中国の EU への一部の家禽肉製品の輸出能力の増加の結果としての、代表的期間の終了時と関税割当の配分時の間に生じた加盟諸国の輸入取分の変化は、13 条 2 項 (d) の意味での「その製品の貿易に影響を及ぼす」

す特別の要因」と呼びうると認定した。我々はさらに、この特別の要因は、13条2項(d)の第一文の適用上、いずれの加盟国が「実質的な利害関係」を有するかを決定するために考慮されなければならないと認定した。我々は、EUは、2011年9月に妥結したブラジルとタイとの交渉の際に、中国からの輸入の増加傾向とその結果としての輸入取分の変化を考慮する義務を負っていたと認定した。13条2項(d)の文脈でのパネルの理由づけのこれらの側面は、関税割当の「その他すべて」の取分の量の決定に関して13条2項柱書きの下での中国の予備的主張に適切な修正を加えて(*mutatis mutandis*)適用されると考える(para. 7.401)。

13条2項柱書きの下での中国の主張を検討する文脈で生じる別個の問題は、第2次修正パッケージにおいて「その他すべて」に対して配分された関税割当の取分は、2011年9月にEUにとって入手可能なデータで、中国からの輸入の増加傾向とその結果としての輸入取分の変化を示すものを反映しているかどうかということである(para. 7.402)。

当事国によって提出された統計によれば、2009年から2011年の期間に、国別取分を配分されなかった中国を含む諸国の輸入は、関税品目1602 39 29および1602 39 80について顕著に増加した(para. 7.404)。

以上に基づき、我々は、中国は、SPS措置の解除後の2009年から2011年の期間における中国からの輸入の増加は、EUが「その他すべて」に配分すべき関税割当を決定する際に考慮すべき「特別の要因」であり、EUは、上記2品目についてより大きな「その他すべて」の取分を配分しないことにより13条2項柱書きに不適合に行動したと認定する(para. 7.406)。

d. EUは、第1次および第2次修正パッケージの下での各関税割当について少なくとも10%の「その他すべて」の取分を配分する義務を負っていたか

我々は、13条2項柱書きの文言の中に、関税割当における「その他すべて」のカテゴリーに最小限の取分を配分する義務を確立するものをなんら認めない。逆に、過去の代表的期間に有していた実際の輸入取分を考慮することなく関税割当における「その他すべて」の取分を確定することは、関税割当の取分は「その制限がない場合に諸締約国が獲得すると期待される取分にできる限り」近づくように配分されるべきとする一般原則に反することになる(para. 7.409)。

さらに、実際の歴史的な輸入水準にかかわらず、「その他すべて」に最小限の取分を配分する義務は、13条2項(d)第二文の義務とも抵触するであろう。13条2項(d)第二文の文言は、輸入加盟国は、すべての実質的な供給国と合意に達するのが実行不可能な場合に関税割当の取分を配分するにあたって、「過去の代表的な期間中にその加盟国が[・・・]供給した割合に基づいてその製品の取分を割り当てなければならない」と義務づけている(para. 7.410)。

中国は、自国の主張を支持するものとしてEC-Banana III(Article 21.5-Ecuador II)/EC-Banana III(Article 21.5-US)における上級委員会の2つの意見を援用するが、いずれの意見も中国の主張を支持するものではない(paras. 7.411-7.418)。

我々は、中国は、EUが第1次および第2次修正パッケージの下での数量割当のすべてについて少なくとも10%の「その他すべて」の取分を配分しなかったことにより13条2項の柱書きに不適合に行動したということを立証しなかったと認定する(para. 7.421)。

## 5. GATT1994 の 13 条 1 項の下での主張

### (1) 中国の主張

中国は、「関税割当のすべてまたは大多数の二加盟国（すなわち、ブラジルとタイ）への配分」が 13 条 2 項だけでなく、13 条 1 項<sup>24</sup>にも違反すると主張する (para. 7.422)。中国は、以下の理由で、同種の産品が「同様に禁止され、又は制限され」ていないとする。第 1 に、関税品目 1602 39 21 の関税割当はすべてタイに配分されている。第 2 に、EU は、その他の関税割当については、「その他すべて」に対して一定の取分を配分したが、「関税割当へのアクセスまたは参加の許容を無意味にするようなきわめて少数の」数量および割合で配分し、関係加盟国が将来実質的な利害関係国としての地位を獲得するのを著しくより困難なものとしまたは不可能なものとした。第 3 に、中国は、EU がブラジルおよびタイとは国別取分を交渉しながら、中国を含む実質的な供給国である他の加盟国とは交渉しなかったことを根拠に、同種の産品が同様に制限されていないと主張する。第 4 に、中国は、関税割当という形式の制限が一部の加盟国にのみに対する SPS 輸入禁止措置が適用されていた参照期間に基づき決定されている場合、このことはすべての第三国からの輸入が「同様に制限されていない」ことを意味すると主張する。さらに、中国によれば、関税割当の配分に関連するものを含めて、同一の措置が同時に 13 条 1 項および 13 条 2 項に違反することがありうる (para. 7.423)。

### (2) EU の主張

EU は、13 条 2 項は 13 条 1 項に対する特別法 (*lex specialis*) であり、それゆえ、13 条 1 項はもっぱら「関税割当の配分の 13 条 2 項が適用されない側面にのみ、かつ「その適用が 13 条 2 項の適用の結果と抵触する結果をもたらさない限りで」適用可能であると考ええる。EU によれば、13 条 1 項は、関税割当が「産品ベースで適用され、いかなる加盟国も関税割当に参加することを排除されない」ことを要求するが、このことは、「各加盟国が関税割当において有するはずのアクセスのレベルを規律するものではない」。EU は、本件で問題となっている関税割当が、「もっぱら関税品目への言及によってのみ定義されている」と主張する (para. 7.424)。

### (3) パネルの判断

13 条 1 項の文言は、加盟国が異なる供給国間でかつ様々な数量で関税割当の取分を配分することを明示的に許可する 13 条 2 項から隔離して解釈することはできない。それゆえ、我々は、加盟国に対して、異なる供給国間でかつ様々な数量で関税割当の取分を配分することを禁止するものとして 13 条 1 項を解釈することは、それが 13 条 2 項に抵触する限りで、行うことができない (para. 7.429)。

上級委員会は、過去の事件において、13 条 1 項の義務を、すべての第三国の同種の産品の輸入に同様に関税割当を適用しない限り、加盟国は一部の加盟国からのいかなる産品の輸入に対してもいかなる関税割当も適用してはならないというものとして解釈した。この解釈によれば、13 条 1 項違反は、ある加盟国の産品に関税割当が適用され、一以上の他の加盟国の産品に関税割当が適用されない場合に成立する (para. 7.432)。

本件で、中国は、ブラジルとタイには関税割当が適用されていないとは主張していない。13 条 1 項の

---

<sup>24</sup> 13 条 1 項は次のように規定する。

「締約国は、他の締約国の領域の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、すべての第三国の同種の産品の輸入又はすべての第三国に仕向けられる同種の産品の輸出が同様に禁止され、又は制限される場合を除くほか、いかなる禁止又は制限も課してはならない。」

下での中国のすべての主張は、「その他すべて」に配分される関税割当の取分の数量、またはブラジルとタイに対してのみ国別取分を配分し、同様に実質的な供給国であると主張する中国に対して国別取分を配分しないことに関連する(para. 7.434)。中国は、関税割当へのアクセスに関して加盟国間で異なる条件や手続が存在すること、または問題の関税割当が製品の範囲、関税割当内外の同一の関税の適用といった事項に関してなんらかの異なる待遇を与えていることを主張していない(para. 7.436)。

以上に述べたことから、我々は、中国は「関税割当のすべてまたは大多数の二加盟国（ブラジルとタイ）への配分」が13条1項の要件に違反することを立証していないと認定する(para. 7.437)。

## 6. GATT1994の1条1項に基づく主張

### (1) 中国の主張

中国はまた、「関税割当のすべてまたは大多数の二加盟国（ブラジルとタイ）への配分」は、いずれかの加盟国に許与される「利益、特典、特権又は免除」は、他のすべての加盟国の領域の原産の同種の製品に対して「即時かつ無条件に」許与されなければならないとする1条1項<sup>25</sup>の要件にも違反すると主張する。中国は、1条1項の下での自国の主張は、「独立した法的主張」であり、13条または28条の下での主張の結果に依存する付随的な(consequential)主張ではないと述べる(para. 7.438)。

### (2) EUの主張

EUは、1条1項は供給国間での関税割当の配分を規律せず、それゆえ中国の1条1項の下での主張は根拠がないと反論する。EUは、13条2項と1条1項の関係は、特別法と一般法の関係とは考えない。なぜなら、EUは、13条2項が存在しない場合でさえ、1条1項の文言は、供給国間での関税割当取分の配分を規律しないと考えるからである(para. 7.439)。

### (3) パネルの判断

1条1項の文言は、加盟国が異なる供給国間でかつ様々な数量で関税割当の取分を配分することを明示的に許可する13条2項から隔離して解釈することはできない。それゆえ、加盟国に対して、異なる供給国間でかつ様々な数量で関税割当の取分を配分することを禁止するものとして1条1項を解することは13条2項と抵触するであろう(para. 7.444)。

過去の事件において、上級委員会は次のように述べた。関税割当は、GATT1994の1条1項および13条の両方の要件に従わなければならない。加盟国が関税割当の下で異なる供給国からの同種の製品に異なる割当内関税を賦課する場合には、1条1項が関係する。加盟国が供給国間で非差別的な根拠に基づき関税割当の取分へのアクセスを与えず、またはそれらを配分しない場合には、13条1項と13条2項が関係する(para. 7.446)。

本件で、中国は、当該関税割当は異なる供給国からの同種の製品の輸入に異なる割当内関税を賦課しているとは主張していない(para. 7.447)。中国は、関税割当の配分が「不均衡(disproportionate)」で

---

<sup>25</sup> 1条1項は次のように規定する。

「いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第三条2及び4に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の製品又は他国に仕向けられる製品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の製品又はそれらの領域に仕向けられる同種の製品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない」。

あると述べるだけでそれ以上自国の主張を明確にしていない。我々は、供給国間での関税割当取分の配分の GATT 適合性を評価するために単独の「不均衡」基準を適用するための根拠を 1 条 1 項の文言中になんら見出さない(para. 7. 448)。

中国はまた、ブラジルとタイは関税割当の国別数量を与えられているが、中国のような他の実質的供給国は与えられていないと述べる。しかし、これらは、「13 条 2 項 (d) に従っていずれかの実質的供給国に配分されたいずれかの取分の固有の特徴である」。したがって、そのような根拠に基づき 1 条 1 項違反を認定することは、加盟国が 1 条 1 項の文言により供給国間で関税割当を配分することを法的に禁止されることを意味するものとして 1 条 1 項を解釈することを要求する(para. 7. 449)。

上級委員会は、1 条と 13 条はある措置または輸入制度の「異なる要素」に適用されることを明らかにしてきた。そして、我々は、供給国間での関税割当の配分に関連する一定の側面が 1 条 1 項の一般的な最恵国待遇義務の範囲に入る可能性があることをアプリアリに排除しない。しかしながら、本件では、中国は、1 条 1 項の適用範囲に入る関税割当の配分のいかなる要素も確定しなかった(para. 7. 450)。

以上に述べたことから、我々は、中国は「二加盟国（すなわち、ブラジルとタイ）に対する関税割当のすべてまたは大部分の配分」が 1 条 1 項の要件に違反することを立証していないと認定する(para. 7. 451)。

## 7. GATT1994 の 13 条 4 項に基づく主張

### (1) 中国の主張

中国は、EU が中国との「有意味な協議(meaningful consultation)」を行うことを拒否することにより、13 条 4 項に違反したと主張する。中国は、13 条 4 項の下での中国の協議要請に従い、両当事者が実際に 2014 年 5 月 19 日に協議を行ったことを認める。しかしながら、中国は、EU は 13 条が適用されないと述べ、SPS 措置を理由とする割当配分の見直しを行わなかったことを根拠に、この協議は「有意味な協議」ではなかったと主張する。中国は、13 条 4 項は協議のための「手続的義務」を設定するにすぎないとする EU の立場に同意せず、「調整のための条件が満たされている時になんらの調整も伴わない協議は、13 条 4 項下での協議が死文化している」と主張する。中国は、13 条 4 項に従い実質的な供給国としての利害関係を有することの正当な主張を行い、実質的な供給国間での配分が 13 条 2 項 (d) の第 1 文または第 2 文のいずれかに基づく場合には 13 条 4 項が適用されると考える(para. 7. 452)。

### (2) EU の主張

EU は、2014 年 5 月 19 日に中国と会合することにより中国との協議義務を履行したので 13 条 4 項の違反は存在しないと反論する。この点で、EU は、13 条 4 項はもっぱら協議のための「手続的義務」のみを規定し、実質的利害関係を有する加盟国からの要請に応じて関税割当の配分を調整することを要求されないと主張する。EU はさらに、中国は 13 条 4 項に従い協議要請を行った際に実質的な供給国としての利害関係を有することの正当な主張を行わなかったこと、および 13 条 4 項は実質的な供給国間での配分が 13 条 2 項 (d) の第 2 文に従って一方的に行われた場合にのみ適用されることを主張する(para. 7. 453)。

### (3) パネルの判断

a. 関税割当の取分が 13 条 2 項 (d) 第 1 文に従って実質的な供給国との合意により供給国間で配分される場合に 13 条 4 項は適用されるか



我々の理解では、13条4項の文言には、その適用範囲が13条2項(d)第2文の下での関税割当の取分の配分に限定されることを示唆するものは何も存在しない。それゆえ、我々は、13条4項の下での協議要請の権利は、供給国間での関税割当の取分の配分が13条2項(d)第1文に従って合意された場合にも実質的な供給国としての利害関係を有する加盟国にとって利用可能であり、関税割当の取分が13条2項(d)第2文に従って一方的に配分された場合に限定されないと認定する(para. 7.464)。

b. 中国は、13条4項の下での協議要請の時点で関係製品の供給について実質的な利害関係を有していたか

13条4項は、13条2項(d)に従い供給国間で関税割当の取分を配分する加盟国は、協議要請の時点で製品の供給に実質的な利害関係を有する他のいずれかの加盟国と協議しなければならないと規定する。中国は、2013年12月19日に13条4項に基づく協議要請の書簡をEUに送付した(para. 7.465)。中国が協議要請を行った時点で、関税品目1602 39 29および1602 39 85に分類される製品のEU市場における中国の輸入取分は、中国がこれらの製品の供給において「実質的な利害関係」を有する加盟国とみなされるのに明らかに十分大きなものであった(それぞれ2013年には、58.4%および81.7%)(para. 7.468)。

我々の意見では、13条4項の下でいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかの決定は、13条2項の下でいずれの加盟国が実質的な供給国としての利害関係を有するかの決定のために最初に利用された参照期間における輸入取分のみに基づかせることはできず、関税割当の取分の最初の配分後に生じた市場における取分の変化を考慮しなければならない。なぜなら、13条4項は、関税割当に服する製品の市場における取分を増加させた加盟国に、とりわけより最近の市場の発展に基づく関税割当の取分の再調整を要請する機会を提供することを一部の目的としているからである(para. 7.470)。

我々は、中国は2013年12月の13条4項の下での協議要請の時点で、上記二つの関税品目の製品の供給において実質的な利害関係を有する加盟国であったと結論する。我々は、EUが、13条4項の適用上、実質的な供給国の決定を、関税割当の取分の配分を決定するために最初に利用された参照期間にのみ基づかせ、関税割当の取分の最初の配分後に生じた市場における取分の変化を考慮しないことができるとする限りで、EUには同意しない(para. 7.471)。

c. 13条4項は、製品の供給に実質的な利害関係を有する加盟国からの要請に基づき関税割当の取分の見直しを行う(reallocate)義務を課すものであるか

「協議する(consult)」という用語の通常の意味に基づき、我々は、13条4項が同規定に掲げられる事項を単に「協議する(confer about)」、「熟慮する(deliberate upon)」または「考慮する(consider)」義務を課すにとどまり、実質的な供給国として利害関係を有する加盟国からの要請に基づき関税割当の取分の見直しを行う義務を課すものではないとするEUの立場に同意したい(para. 7.473)。

さらに、13条4項の文脈も同様の立場を示唆する。とりわけ、13条4項が実質的な供給国が有する輸入取分の変更を反映するように関税割当の取分の見直しする義務を含むとすれば、この義務の受益者には、13条2項(d)第1文に従ってすでに配分について合意した加盟国も含まれるであろう。関税割当の配分を行う加盟国に割り当てた取分の見直しを行う義務を課すことは、これらの合意の拘束力を奪うことになる。したがって、実質的な供給国としての利害関係を有する加盟国と関税割当の配分に関する合意がなされた状況に、場合によっては交渉後数年経過してから、13条4項が適用可能であるということは、関税割当を賦課しかつ配分する加盟国は、13条4項の下での協議要請に従い関税割当の取分の

見直しを行うべきかどうかについて一定の裁量を有さなければならないことを示唆する (para. 7.474)。

したがって、我々は、EU が 2014 年 5 月に第 2 次修正パッケージから生じた関税割当の配分を見直すことを拒否した際に、13 条 4 項には違反しなかったと認定する (para. 7.482)。

d. EU は、関税割当の取分もしくは参照期間の調整または特別の要因の再評価の必要性を考慮することを拒否したか

我々は、中国が 13 条 4 項の下での協議要請の時点で関税品目 1602 39 29 および 1602 39 85 について実質的な供給国としての利害関係を有していると結論してきた。しかしながら、2014 年 5 月の会合において扱われた問題に関してパネルに提供された限られた情報および会合後の両当事者間のさらなるやり取りに関してパネルに提供された限られた情報を考慮した結果、我々は、EU が 13 条 4 項に不適合に行動したかどうかを決定するためには、協議中の行動に関して合意された事実は不十分であると考えられる。したがって、中国が挙証責任を負うことを想起し、我々は、中国は EU が決定された割当量もしくは選択された参照期間の調整または関連する特別の要因の再評価の必要性を考慮するのを拒否したことを立証する責任を果たしていないと結論する (para. 7.494)

以上のことから、我々は、中国は EU が中国との有意味な協議を行うことを拒否したことにより 13 条 4 項に違反したことを立証していないと結論する。

## 8. GATT1994 2 条 1 項に基づく主張

### (1) 中国の主張

中国は、第 1 次および第 2 次修正パッケージから生じた割当外のより高い関税率の EU による適用は、それらの税率が EU の譲許表の現行の義務的税率用を超えるものであるため、GATT1994 の 2 条 1 項<sup>26</sup>に違反すると主張する。中国によれば、当該関税割当への変更は、認証手続を通じて EU の譲許表にいま編入されておらず、既存の譲許関税に置き換わる法的効果をなんら持たない (para. 7.496)。

### (2) EU の主張

EU は、譲許表の変更の認証は、28 条交渉で合意された修正に効力を与えるための法的な前提要件ではないので、2 条 1 項には違反しないと主張する (para. 7.497)

---

<sup>26</sup> 2 条 1 項は次のように規定する。

(a) 各締約国は、他の締約国の通商に対し、この協定に附属する該当の譲許表の該当の部に定める待遇より不利でない待遇を許与するものとする。

(b) いずれかの締約国の譲許表の第一部に掲げる産品に該当する他の締約国の領域の産品は、その譲許表が関係する領域への輸入に際し、その譲許表に定める条件又は制限に従うことを条件として、その譲許表に定める関税をこえる通常の関税を免除される。これらの産品は、また、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他のすべての種類の租税又は課徴金で、この協定の日付の日課せられているものをこえるもの又はその日にその輸入領域において有効である法令によりその後課することを直接にかつ義務的に要求されているものをこえるものを免除される。

(c) いずれかの締約国の譲許表の第二部に掲げる産品に該当するもので、その譲許表が関係する領域への輸入に際して特惠待遇を受ける権利を前条の規定によつて与えられている領域の産品であるものは、その輸入領域への輸入に際し、その譲許表に定める条件又は制限に従うことを条件として、その譲許表の第二部に定める関税をこえる通常の関税を免除される。これらの産品は、また、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他のすべての種類の租税又は課徴金で、この協定の日付の日課せられているものをこえるもの又はその日にその輸入領域において有効である法令によりその後課することを直接にかつ義務的に要求されているものをこえるものを免除される。この条のいかなる規定も、特惠税率による産品の輸入のための適格要件については、締約国がこの協定の日付の日に存在する要件を維持することを妨げるものではない。

### (3) パネルの判断

GATT1994、「28条に基づく交渉手続」、および「譲許表の修正と是正の手続」の現行の規定を注意深く検討した結果、認証は、譲許を修正する加盟国が国内で28条交渉において合意された変更を実施するに至ることができる以前に完了しなければならない法的な前提要件であるとはいえないように思われる(para. 7.550)。

したがって、我々は、EUが認証を通じて変更が譲許表の正式の文言に反映される以前に28条交渉から生じた修正に効果を与えることにより2条に違反したという中国の主張はこれを支持することができない(para. 7.551)。

## 9. 結論

### (1) パネルの付託事項に関して[省略]

(2) 中国は、EUが、中国を第1次および第2次修正パッケージにおいて問題となった譲許について主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有する加盟国として承認しなかったことにより、GATT1994 28条1項に不適合に行動したことを証明しなかった。

(3) 中国は、第1次および第2次修正パッケージの下でのEUが交渉し、実施した関税率および関税割当が、修正以前に存在した水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持しないことにより、GATT1994の28条の解釈に関する了解第6節と併せて解釈されるGATT1994の28条2項に不適合であることを証明しなかった。

### (4) GATT1994 13条2項(d)に基づく中国の主張に関して、

i. 中国は、EUが、中国からの家禽肉輸入を制限するSPS措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入の取分の評価に基づいてではなく、EUへの実際の輸入取分に基づいて、いずれの諸国が関係製品の供給に実質的な利害関係を有するかを決定することにより、13条2項(d)に不適合に行動したことを証明しなかった。

ii. 中国は、2008年7月のSPS措置の解除後の2009年から2011年の期間における中国からの輸入の増加が、いずれの諸国が関係製品の供給に実質的な利害関係を有するかの決定の際にEUが考慮しなければならなかった「特別の要因」であったこと、およびEUは、関税品目1602 39 29および1602 39 80の下の製品の供給に実質的な利害関係を有する加盟国として中国を承認しなかったことにより、かつ、それらの特定関税品目についての関税割当の配分に関して中国との合意を求めなかったことにより、13条2項(d)に不適合に行動したことを証明した。

### (5) GATT1994 13条2項の柱書に基づく中国の主張に関して、

i. 中国は、EUが、中国からの家禽肉輸入を制限するSPS措置が存在しない場合に生じていたであろう輸入の取分の評価に基づかず、EUへの実際の輸入の取分に基づき、「その他すべて」に配分される関税割当の取分を決定することにより13条2項柱書に不適合に行動したことを証明しなかった。

ii. 中国は、2008年7月のSPS措置の解除後の2009年から2011年の期間における中国からの輸入の増加が「その他すべて」に配分されるべき関税割当の取分の規模を決定する際にEUが考慮しなければならなかった「特別の要因」であったこと、およびEUは、関税品目1602 39 29および1602 39 80の

下でより大きな「その他すべて」の取分を配分しないことにより 13 条 2 項の柱書に不適合に行動したことを証明した。

iii. 中国は、EU が第 1 次および第 2 次修正パッケージの下ですべての関税割当について少なくとも 10%の「その他すべて」の取分を配分しないことにより 13 条 2 項の柱書に不適合に行動したことを証明しなかった。

(6) 中国は、EU が、関税割当のすべてまたは大部分をブラジルとタイに配分することにより GATT1994 の 13 条 1 項に不適合に行動したことを証明していない。

(7) 中国は、EU が、関税割当のすべてまたは大部分をブラジルとタイに配分することにより GATT1994 の 1 条 1 項に不適合に行動したことを証明していない。

(8) 中国は、EU が、中国と有意義な協議を行うことを拒否することによって GATT1994 の 13 条 4 項に不適合に行動したことを証明していない。

(9) 中国は、EU が、28 条交渉の結果である修正を変更が認証によって EU の譲許表の正文(authentic text)に反映する前に実施することにより GATT1994 の 2 条 1 項に不適合に行動したことを証明していない。

#### IV. 考察

##### 1. 本件の意義と評価

本件は、関税割当を通じて関税譲許の修正を行う場合に GATT1994 の規律内容を先例に従い明確化した点に意義が認められる。28 条は、関税譲許の修正に伴う補償額として関税割当の総量を決定する方法を規律するものとして、また 13 条はそのような関税割当の供給国間での配分を規律するものとして両条項は明確に切り分けられた。その結果、供給国間の過去の実績を考慮する場合の参照期間や特別の要因の考慮の要否などで、関税割当の総量を決定する場合と関税割当の取分の配分を決定する場合で異なりうることが確認された。本件では、関税割当総量を決定するための参照期間は供給国との交渉開始以前の期間であり、そこでは特別の要因が考慮されなかったが、取分の配分のための参照期間は交渉開始後から交渉妥結までの期間とされ、また貿易量の急激な変化という特別の要因が考慮された。関税割当とその配分は本来一体的であると考えれば、このような差異は一貫性を欠くようにも見えるが、28 条 1 項の規定中に見られるように、一方で、関税譲許の修正のための交渉と合意が「不当に困難なもの」とされ、「同条の適用における紛糾を生ぜしめること」を回避し、かつ交渉が「できる限り速やかに終了すべきことを確保すること、他方で、主要な供給国としての利害関係を有するいずれかの加盟国が「この協定に基づいて享有する加盟国としての権利を保護するための有効な機会をもつ」ことを確保すること、が等しく重要であり、本件パネルの解釈は、両者のバランスを図る柔軟な規律の枠組みを採用するものとして評価できるであろう。

##### 2. 1 条と 13 条の関係

本件でパネルは、加盟国が関税割当の下で異なる供給国からの同種の産品に異なる割当内関税を賦課する場合には 1 条 1 項が関係し、加盟国が供給国間で非差別的な根拠に基づき関税割当の取分へのアク

セスを与えず、またはそれらを配分しない場合には13条1項と13条2項が関係すると述べている(para. 7.446)。この解釈は、*EC-Banana III* 事件における上級委員会の次のような判示に依拠したものである。

「我々は、1条1項の下での関税の適用における「無差別」の概念と13条の下での「禁止または制限」の無差別適用の概念は異なり、13条は、制限または禁止を適用する加盟国が他のすべての加盟国間で差別しないことを確保するものと考え。関税に適用される1条1項と数量制限および関税割当に適用される13条1項は、ある措置または輸入制度の異なる要素に適用されうる。・・・関税割当は、GATT1994の1条1項と13条の両方の要件に従わなければならない。このことは、我々の見解によれば、関税割当に関して13条を余分なものとするものではない。加盟国が関税割当の下で異なる供給国からの同種の製品の輸入に対して異なる割当内関税を付加する場合には1条1項が関係する。当該加盟国が供給国間で無差別に基づき関税割当の取分へのアクセスを与えず、またはこれらを配分しない場合には、13条1項および13条2項の要件が適用される。13条が存在しなければ、1条は、取分の配分における差別を回避するようにどのようにして関税割当を運用するかについての特定の指針を提供しないであろう<sup>27</sup>。」(アンダーライン部分は原文の強調)

しかしながら、1条1項の適用範囲は広範であり、関税のほか、「輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課されるもの」、「輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続」がカバーされており、13条の規制対象である数量制限および禁止や関税割当も当然に含まれると考えられる。そして、その場合には、本件パネルや上級委員会の意見のように、1条1項と13条の規制対象を区別することは適切ではなく、両者は重疊的に適用されるとみることができるよう思われる。この点で、本件パネルや上級委員会は、13条を余分なものとしてせず、その存在意義を維持しようとするものではあるが、むしろ、そのためには1条1項と13条1項の関係は一般法と特別法の関係として理解すべきではないであろうか。

### 3. パネルの管轄権

先決的問題の中で興味深い問題は、第3国参加した米国が提起したパネルの管轄権に関する次のような問題である。すなわち、28条1項の文言は、主要なまたは実質的な供給国としての利害関係を有するものと「締約国団により決定された」他の加盟国とのみ交渉または協議を行う義務を規定している。さらに、28条1項についての注釈もまた同様の趣旨の文言を含んでいる。しかし、本件では、中国が一般理事会または物品理事会に問題を付託したことがないため、中国が主要なまたは実質的な供給国として利害関係を有するという一般理事会または物品理事会の決定は存在しない。そのため、米国によれば、利害関係に関する中国の主張を承認することをEUが拒絶したことを、そもそもパネルが判断しうるのかが疑問であるという(para. 7.181)。

この点に関して、パネルは、「28条に基づく交渉手続」第4節が「締約国団による決定」と申請国による決定の区別を曖昧にしていること<sup>28</sup>、および、ウルグアイラウンドで交渉された「28条の解釈に関する了解」が「締約国団」(現在の一般理事会または物品理事会)による利害関係に関する決定になんら言及していないことを認める。しかし、パネルは、この問題に関して紛争当事者間になんら意見の不一致が存在しないことを理由として、EUが利害関係に関する中国の主張を承認することを拒絶することに

<sup>27</sup> Appellate Body Reports, *EC-Bananas III (Article 21.5-Ecuador II)/EC-Bananas III (Article 21.5-US)*, para. 343.

<sup>28</sup> 「28条の下での交渉のための手続」第4節は、利害関係の主張が譲許の撤回または修正を求める加盟国によって承認される場合には、そのような承認は、「28条1項の意味で締約国団による決定を構成する。」と規定している。

より 28 条 1 項に違反したとする中国の主張を審査する管轄権を有するという前提で手続を進めると宣言している (para. 7.183)。

パネルは、パネル自身が認めるように (Id.)、自己の管轄権を自らのイニシアチブで検討すべきであるとすれば、管轄権に関わる上記の問題について紛争当事者間に争いがないことを理由に紛争当事者の協定解釈をそのまま採用して管轄権を肯定し、手続を進めた本件のパネルのアプローチには、疑問が生じるし、さらに、協定解釈の普遍的な一貫性を確保しなければならないパネルの任務の観点からも問題であった。

#### 4. その後の経緯

2017 年 5 月 16 日、EU は、DSB に勧告の実施の意思を表明し、実施のための妥当な期間が必要であるとした。2017 年 6 月 21 日、EU と中国は、DSU21 条 3 項 (b) の下で期間についてたとえ同規定に定める期限を超えても相互に合意をしようとしていることを DSB に通報した。さらに、EU と中国は、問題が DSU21 条 3 項 (c) の下での仲裁に付託される場合に適用可能な期限に関する共通の了解について DSB に通報した<sup>29</sup>。

---

<sup>29</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds492\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds492_e.htm).